

杉並区男女共同参画行動計画

～わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ～

— 平成 30 年度～令和 3 年度 —

進捗状況調査報告書（案）

（令和 2 年度実績）

令和 4 年 2 月

杉並区

杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



はじめに

平成30年1月に改定した「杉並区男女共同参画行動計画（平成30～令和3年度）」（以下「行動計画」）では、「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め 支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」とする基本理念のもと、性的少数者に対する理解促進、男性の働き方に対する意識改革などの今日的な課題を盛り込むとともに、計画の一部を女性活躍推進法に基づく「杉並区女性活躍推進計画」として新たに位置付けるなど、男女共同参画社会の実現に向けた各種の事業をより一層総合的かつ計画的に進めることとし、取り組んできました。

行動計画の推進に当たっては、その着実な推進と実効性の確保を図るため、進捗状況調査を毎年度実施・公表することとしています。今回は、令和2年度の実績について区担当課による自己評価を基に、成果指標の推移等を含め、庁内推進組織において進捗状況の評価・検証を行い、杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見とそれに対する区の考え方を掲載の上、報告書としてまとめました。

こうした評価・検証結果は、今後の事業の推進はもとより、令和3年度をもって終期を迎える現在の行動計画の改定に生かしてまいります。区民の皆様、関係者の皆様には、区の男女共同参画社会実現に向けた取組に対し、引き続きご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

令和4年2月

杉並区区民生活部男女共同参画担当

目次

1 行動計画の概要

(1) 計画の目的	1
(2) 計画の性格・位置付け	1
(3) 計画期間	2
(4) 目標と重点取組	2
(5) 計画の推進	2

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的	2
(2) 調査の概要	2
(3) 平成30年度報告書から変更している点	3

3 行動計画の体系

目標別 課題・取組・事業体系	4
----------------	---

4 各目標の進捗状況（担当課評価）

(1) 目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり	6
課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	6
課題2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	11
課題3 就労、再就職、能力開発の推進	13
(2) 目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり	15
課題4 意思決定過程における男女共同参画の推進	15
課題5 防災分野における男女共同参画の推進	17
課題6 地域における男女共同参画の推進	18
課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり	20
(3) 目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり	23
課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	23
課題9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	27
課題10 生涯を通じた心とからだの健康支援	32
(4) 計画のさらなる推進のために	34

5 計画の評価

(1) 全体及び目標別の評価	38
(2) 課題及び取組別の評価と成果指標別の実績	40
(3) 重点取組別の評価	42

6 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

主な意見とそれに対する区の考え方	44
------------------	----

参考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計	46
(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況	47
(3) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱	48
(4) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会第11期委員名簿	49
(5) 杉並区男女共同参画推進会議設置要綱	50



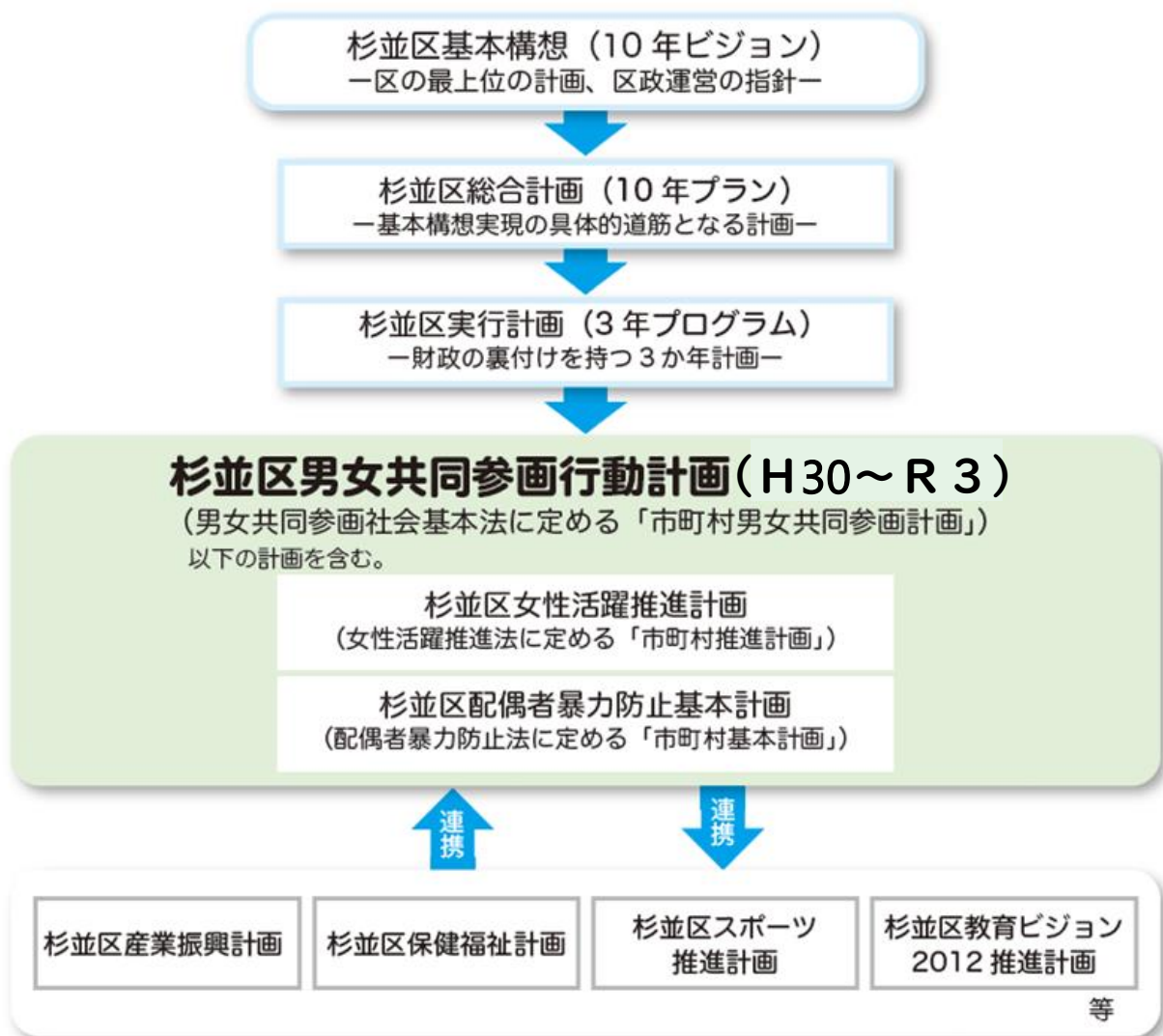
1 行動計画の概要

(1) 計画の目的

○本計画は、杉並区総合計画の最終年度である令和3年度までの4年間の施策推進の基盤となるよう、区政の各分野において男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組をこれまで以上に推進していくための計画です。

(2) 計画の性格・位置付け

○行動計画は、男女共同参画社会の実現を目指すため、区の基本的考え方や目標を示すとともに、関連する施策・事業を体系化したものです。



(3) 計画期間

○平成30年度から令和3年度までの4年間。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 目標と重点取組

- 従前の行動計画が掲げていた基本目標の理念を継承しつつ、区における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえた上で、3つの目標と目標達成のための基盤となる意識向上の取組等を「計画のさらなる推進のため」と定め、男女共同参画社会の実現を目指します。
- また、各目標のものと取組の中で、特に重要な取組を重点取組として位置付け、取り組んでいくこととします。

(5) 計画の推進

- 区では区内推進組織である「杉並区男女共同参画推進会議」のもと、必要な調整を図りながら男女共同参画に関する総合的な施策を推進していきます。
- また、「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見を十分に踏まえつつ、各事業の進捗状況調査を毎年度実施・公表するとともに、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」などを定期的に行い、今後の取組の改善・見直し等につなげていきます。

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的

○行動計画の進捗状況を明らかにし、各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、令和2年度の事業の実績について、区担当課の評価を含む進捗状況調査の結果をとりまとめ、区民に公表します。

(2) 調査の概要

【事業（事業内の項目含む）の評価】

- 本計画における全73事業について、当初の計画（令和2年度計画）に対する数量的な達成状況等を踏まえ、以下の評価基準に基づき、事業担当課の総合的判断による5段階評価を行っています。なお、事業が複数の項目から構成される場合は、項目ごとに評価を行い、その評価指数の平均点を事業の評価としています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により未実施または縮小した事業については、その代替として講じた取組の実績を踏まえた上で評価しています。
- 各事業の「評価」欄（「4 各目標の進捗状況（担当課評価）」(P6～37)）には、令和2年度評価と併せて、令和元年度評価からの推移を記載しています。

評価指数	評価基準
5	十分に達成できた（100%以上）
4	ほぼ達成できた（80%～99%）
3	ある程度達成できた（60%～79%）
2	あまり達成できなかった（40%～59%）
1	達成できなかった（39%以下）（事業を実施できなかった等）

【目標、課題及び取組別の評価】

- 各段階における進捗状況をより明らかに示すため、事業担当課による5段階評価の合計点をもとに、目標、課題、取組それぞれの各段階で、以下の評価基準に基づき、男女共同参画担当が評価を行っています。
- 各目標、課題及び取組の「評価」欄（「5 計画の評価」）（P38～40）には、令和2年度評価と併せて、令和元年度評価からの推移を記載しています。

評価指数	評価基準
S	達成している（100%）
A	ほぼ達成している（80%～99%）
B	ある程度達成している（60%～79%）
C	あまり達成していない（40%～59%）
D	達成していない（39%以下）

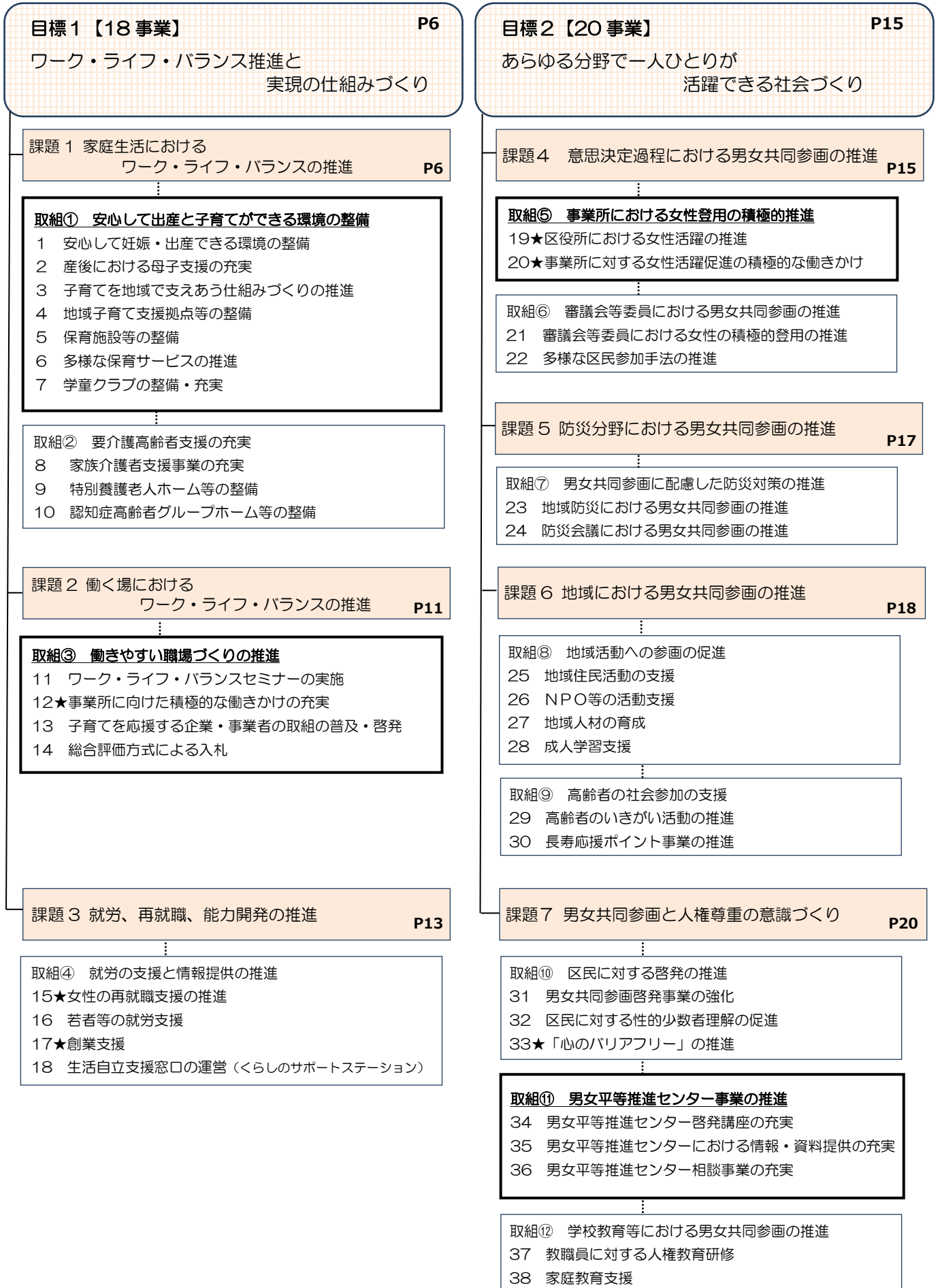
【成果指標別の実績】

- 成果指標等の出典となる各種調査結果等の実績を示しました。

（3）平成30年度報告書から変更している点

- 行動計画と同様に、意味が分かりづらい用語の注釈を掲載（P37）しました。
- 報告書の構成について、「各目標の進捗状況（担当課評価）」と「計画の評価」の順番を入れ替え、各事業の進捗状況を把握した上で、計画全体、目標別、課題別及び取組別の評価を確認することができるようにしました。
- 令和元年度実績と令和2年度実績との比較ができるよう、以下の点を修正しました。
 - ・「4 各目標の進捗状況（担当課評価）」（P6～36）における各事業の「評価」欄に、前年度評価及び推移（⇒・↓・↑）を記載しました。
 - ・「（2）課題及び取組別の評価と成果指標別の実績」（P40）に、「評価推移」欄を設けました。
 - ・「（3）重点取組別の評価」（P42～43）における「担当課評価」及び「取組別評価」欄に、前年度評価及び推移（⇒・↓・↑）を記載しました。
- 「5 計画の評価（1）全体及び目標別の評価」（P39）に、「目標別達成率の推移」のグラフを加えました。
- 「6 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見」（P44）について、「主な意見に対する区の考え方」を記載しました。
- 管理職及び係長職の職員数に占める女性職員数の割合（P15、P16、P46）について、これまでは再任用職員（フルタイム）や幼稚園教諭・区費教諭・統括指導主事・指導主事を除いて算出していましたが、近隣自治体と同様にそれらを加えて算出する方法に変更しました。

3 行動計画の体系 目標別 課題・取組・事業体系



目標3【26事業】

P23

すべての人が尊重され、
安心して生活できる地域づくり

課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実

P23

取組⑬ 暴力を許さない意識づくり

39 配偶者等暴力防止啓発活動の推進

40★若年層に対する暴力防止教育の推進

取組⑭ 相談体制の充実

41★DV専用ダイヤルのさらなる充実

42 あらゆる暴力・女性問題に対する相談

43 母子・女性・家庭相談

44 子どもと家庭の相談

取組⑯ 被害者支援と各種連携の強化

45 配偶者暴力相談支援センターの適切な運営

46 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

47 各種団体・庁内関係各課との連携の強化

課題9 さまざまな人たちの暮らしの

安心に向けた支援の推進

P27

取組⑰ ひとり親家庭の自立支援の充実

48 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

49 ひとり親家庭の相談支援

50 母子生活支援施設への入所等支援

51 ひとり親家庭の就業支援

取組⑱ 障害者支援の充実

52 障害者の就労支援の充実

53 障害者の社会参加支援の充実

54 障害者の相談体制の充実

55 多様な住まいの確保と支援

取組⑲ 高齢者の地域生活支援の充実

56 地域の見守り体制の充実

57 高齢者等の住宅支援の充実

取組⑳ 外国人支援の充実

58 外国人相談

59★タブレット端末を利用した窓口通訳サービス

課題10 生涯を通じた心とからだの健康支援

P32

取組㉑ いきいきと暮らせる健康づくり

60 区民健康づくりの推進

61 生活習慣病予防対策の推進

62 がん対策の推進

63★「心の健康づくり」の推進

64★スポーツを推進する環境づくり

計画のさらなる推進のために【9事業】

P34

取組㉒ 区役所における男女共同参画推進体制の充実

65★特定事業主行動計画の推進

66★職員に対するハラスメント防止体制の推進

67 職員に対する男女共同参画意識の啓発と

人材育成の推進

68 職員に対する性的少数者理解の促進

69★男女共同参画の視点からの表現の推進

取組㉓ さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進

70 男女共同参画推進区民懇談会の充実

71 男女共同参画推進会議の充実と庁内連携の強化

72 国・都・他自治体との連携の強化

73 関係機関・団体等との連携の強化

目標 課題・取組・事業体系 凡例

目標 3目標+「計画のさらなる推進のため」

課題 10課題

取組 22取組

重点取組 6取組 (①・③・⑤・⑪・⑯・㉑)

事業 73事業 (★は新規事業及び今回新たに
計画に掲載した事業)

4 各目標の進捗状況(担当課評価)

※重点取組は太枠線で囲んでいます

(1)目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり(18事業)

成果指標		H30	R元	R2	R3 目標
仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合 (区民意向調査)	実績	64.0%	68.0%	66.5%	80.0%
目標1	目標別 評価	A(ほぼ達成している)・74.7%(67.2/90)			
ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり					

〈目標設定の背景と取組〉

- 男女共同参画社会の実現には、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる環境づくりが不可欠です。
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、個人が生活の状況や希望に応じたそれぞれの意思により、仕事と仕事以外の活動(子育て、介護、余暇、地域活動等)との調和を図ることでありますが、実態調査では、ワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実に大きなギャップがあり、その傾向は前回調査よりも大きくなっていることが示されたことから、今後は、働きながら安心して子育て、介護等ができる地域社会づくりに重点的に取り組みます。
- また、男性の長時間労働問題やいまだに家事・育児の多くを女性が担っているという現状を踏まえ、男女が共に「働き方」を見直し、仕事も生活も充実できる働きやすい職場環境の整備を推進するため、区内事業所に対し積極的な働きかけを行います。
- 女性の社会参画が進む現在でも、結婚、出産、育児等を理由に仕事を辞める女性は少なくありません。また、若年層を中心に、非正規雇用の労働者が増加しています。様々な事情により離職した人の再就職支援や不安定な就労環境に置かれている若年層の就業支援等をさらに進めていきます。

課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標		H30	R元	R2	R3 目標
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップ (※「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいと希望している人と現実に優先できている人の差) (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	実績	28.9% ※H28 実績	—	—	15.0%
課題1	家庭生活における ワーク・ライフ・バランスの推進	A(ほぼ達成している)・82.4%(41.2/50)			
取組①	安心して出産と子育てができる環境の整備(7事業)	A(ほぼ達成している)・83.4%(29.2/35)			
取組②	要介護高齢者支援の充実(3事業)	A(ほぼ達成している)・80.0%(12/15)			

〈課題解決の方向性〉

- すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、男女が平等となる就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが必要です。
- 特に、女性が活躍できる環境の整備や活躍の場を増やすための取組が重要であり、その前提条件であるワーク・ライフ・バランスを一層充実していかなければならず、長時間労働の削減や性別による固定的役割分担意識の改善、多様な働き方の導入を区内事業所に普及するなどの積極的な働きかけが求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの希望と現実に大きな差が生じている状況において、仕事と生活の調和を図ることができる社会の推進を加速するためには、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直すとともに、希望する人が家庭生活や個人の生活を充実させることができる環境づくりが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、出産、育児、介護など、それぞれのライフステージに応じて安心して就労を継続できるような仕事と家庭の両立に向けた支援や相談体制の充実などが重要です。
- これまで杉並区では、多様なニーズに対応した就学前における教育・保育の充実など、様々な施策に取り組んできました。また、介護分野においても、介護保険サービスの充実をはじめ、住み慣れた地域で暮らし続けられるような仕組みづくりを進めています。今後は、これらの取組を一層充実させるとともに、男女が共に協力して家事、育児及び介護等を担うことができるよう支援していきます。

取組① 安心して出産と子育てができる環境の整備(7事業)【重点】

○核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、出産や子育てに当たり悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。父親・母親の子育てに対する負担感を軽減し、妊娠期から出産・子育て期まで、男女がともに仕事と家庭を両立させながら、安心して出産と子育てができる環境の整備を推進していきます。

1	安心して妊娠・出産できる環境の整備			評価 (前年度評価・推移)	4.5 (4.5⇒)
①	ゆりかご面接			子ども家庭部管理課	
評価 指標	ゆりかご面接を受けた妊婦の数			評価 (前年度評価・推移)	5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	4,805 人	—	4,609 人	—	
R 2 取組	全妊婦を対象に、保健師等の専門職面接を行い、個々の状況に合う支援プランを作成し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行った。外出や対面相談に不安のある妊婦には、電話やオンライン等による面接を実施した。				
評価 理由	新型コロナウイルス感染症が蔓延する中においても、切れ目のない支援を行うため電話やオンラインによる面接を実施したことで、ゆりかご面接率(妊娠届出数に対する割合)は 98.5%で前年より 0.1%増加した。				
②	出産育児準備教室			子ども家庭部管理課	
評価 指標	パパママ学級受講率			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	52.4%	57.0%	35.0%	57.0%	
R 2 取組	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から6月の開催を中止し、7月以降は感染防止策を講じ(定員減、実施回数増)実施した。参加できなかった区民には、資料配布と実習動画の作成・配信を行った。				
評価 理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小となったことから受講数は減少したが、参加できなかった区民等を対象とした実習動画の視聴数は令和2年4月～令和3年3月で6,299回となり、年間妊婦数を上回った。				

2	産後における母子支援の充実			評価 (前年度評価・推移)	3 (3.5↓)
①	産後ケア事業			子ども家庭部管理課	
評価 指標	産後ケア利用者数(延)			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	ショート 26 人 デイ 162 人 母子訪問 842 人	—	ショート 39 人 デイ 154 人 母子訪問 674 人	—	
R 2 取組	心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な妊婦等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減等、適切な支援を実施した。なお、今年度から実施施設を1所増やし、支援の充実を図った。				
評価 理由	令和元年度に比べ、ショートステイ利用は 1.5 倍となったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により母子訪問の機会が減少したことなどから、利用者数全体では減少となった。				
②	訪問育児サポーター事業			子ども家庭部管理課	
評価 指標	訪問育児サポーター利用人数			評価 (前年度評価・推移)	2 (3↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	180 人	180 人	91 人	180 人	
R 2 取組	0歳の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭に、育児経験があり区の研修を受けたサポーターが訪問して、保護者の育児の相談に乗り、助言等を行った。				
評価 理由	新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数は、計画数値の約半数に減少した。利用者アンケートでは、コロナ禍においての孤立しがちな育児の不安が解消されたとの声が多かった。				

3	子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進	評価 (前年度評価・推移)	3.7 (4・↓)
①	子ども・子育てメッセの開催	子ども家庭部管理課	
評価 指標	子ども・子育てメッセ参加者数	評価 (前年度評価・推移)	2 (3・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	開催中止	3,300 人	Web 開催
	R3 目標		
R 2 取組	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場に一堂に集まるメッセ開催は中止し、実行委員会の HP 上で子育て支援団体(事業者)の紹介を行った。		
評価 理由	会場でのメッセの開催は中止したが、代替として、実行委員会の HP 上で1月15日から3月31日の間、子育て支援等を行う29団体の紹介を行い、訪問者数798人、延べ1,068回のアクセスがあった。		
②	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭部管理課	
評価 指標	ファミリー・サポート・センター会員数(※協力会員+利用会員の合計)	評価 (前年度評価・推移)	4 (4・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	1,751 人	1,800 人	1,535 人
	R3 目標		
	1,800 人		
R 2 取組	子どもの預かりや、保育園等への送迎について、援助を提供する協力会員と援助を希望する利用会員との相互支援事業を行った。		
評価 理由	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年に比べ提供会員及び協力会員ともに減少した。		
③	子育て応援券事業	子ども家庭部管理課	
評価 指標	子育て応援券交付者数	評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	妊婦 5,270 人 出生 4,520 人 無償 12,783 人多子 960 人 有償 7,628 人	—	妊婦 7,294 人 出生 4,049 人 無償 12,666 人多子 1,248 人 有償 5,428 人
	R3 目標		
	—		
R 2 取組	妊婦と就学前の子どもがいる保護者に「杉並子育て応援券」を交付することで、出産・母乳育児相談や一時保育等の地域子育て支援サービスを利用しやすくし、子育ての不安感・負担感の解消を図った。		
評価 理由	令和2年度から有償券の購入可能冊数を2冊から3冊に拡大したほか、「ゆりかご券」でのタクシー利用は事由に関わらず利用可とした。また、新型コロナウイルス感染症対策として、「ゆりかご券」1万円分の追加支給、利用上限額及び兄弟姉妹間の応援券利用制限の一時撤廃、在宅でも応援券の利用が可能なオンラインサービスの提供開始等、コロナ禍の状況に即した対応を講じた。		
4	地域子育て支援拠点等の整備	評価 (前年度評価・推移)	4 (4・⇒)
①	子どもセンター	子ども家庭部管理課	
評価 指標	相談件数	評価 (前年度評価・推移)	4 (4・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	20,029 件	19,000 件	16,320 件
	R3 目標		
	19,000 件		
R 2 取組	高円寺子どもセンターが高円寺子ども家庭支援センターと同施設に移転し、保健センター等関係機関との連携が深まり、安心して相談できる環境が整った。		
評価 理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話による利用相談を推奨した。また、保育施設等利用申請を原則郵送による申請としたため、来所相談件数が約2,000件減少した。		
②	子ども・子育てプラザ	児童青少年課	
評価 指標	①子ども・子育てプラザ数 ②子ども・子育てプラザ利用者数(乳幼児親子)	評価 (前年度評価・推移)	4 (4・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	①4所 ②188,283人	①5所 ②236,160人	①5所 ②114,047人
	R3 目標		
	①5所 ②131,200人		
R 2 取組	高円寺中央児童館施設を転用して、子ども・子育てプラザ高円寺を令和2年9月に開設するとともに、令和4年度に計画している(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺の新規開設に向け準備を進めた。		
評価 理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休業や利用制限を行った上での運営となったため、利用者数は目標数値に満たなかったが、計画通り、子ども・子育てプラザ高円寺を新たに整備した。		

5	保育施設等の整備	保育課	
評価指標	① 認可保育所整備率(※認可保育所定員数÷就学前児童人口) ②保育所入所待機児童数		評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	① 50.3% ②0人	① 52.1% ②0人	①54.8% ②0人
R2取組	計画的な認可保育所(※1)の整備と、入所未内定者に対する丁寧なマッチングに取り組んだ結果、認可保育所整備率の上昇と4年連続の「待機児童ゼロ」を実現し、男女共同参画のための環境整備に寄与した。		
評価理由	令和3年4月に向け、認可保育所14所をはじめとする施設整備により892名の新規保育定員を確保し、4年連続の「待機児童ゼロ」を実現するとともに、計画を上回る認可保育所整備率(+2.7ポイント)を達成した。		

6	多様な保育サービスの推進	評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)	
①	障害児保育の拡充	保育課	
評価指標	障害児指定園数	評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)	
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	9園	15園	15園
R2取組	令和2年4月に区立保育園の障害児指定園を15園に拡大し、障害児の受入れ拡大を図った。		
評価理由	障害児指定園検討作業部会を開催し、障害児指定園の拡大や受入れに対する改修について検討し、令和2年4月の拡大を達成した。		
②	延長保育の実施	保育課	
評価指標	延長保育実施園数	評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)	
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	101園	拡充	122園
R2取組	保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行った。		
評価理由	令和2年度当初において、私立認可保育園の新規開設園として本園20園(民営化2園、認可化5園含む)、分園1園が延長保育を実施した。		
③	病児保育の拡充	保育課	
評価指標	病児保育施設数	評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)	
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	3所	3所	3所
R2取組	令和3年度中の1所新規開設に向けて取り組んだ。		
評価理由	事業者の選定や補助金申請等の調整を行うなど、令和3年7月開設に向けた取組を順調に進めることができた。		

7	学童クラブの整備・充実	児童青少年課	
評価指標	①学童クラブ受入数 ②学童クラブ待機児童数		評価 (前年度評価・推移) 4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	①4,851人 ②242人	①5,178人 ②0人	①4,983人 ②233人
R2取組	増加する学童クラブ需要に応えるため、4所の学童クラブにおいて、小学校内への第二学童クラブの設置や児童館施設の学童クラブ専用館化を図り、241名の受入枠を拡大した。また、学校長期休業期間(夏季・冬季・春季)中の学童クラブ待機児童の居場所として、児童館開館前の集会室等を活用した「おはようタイム事業」を、利用を希望する児童を対象に実施した。		
評価理由	241名の受入数の拡大を図ったが、学童クラブは児童が自力通所する施設であるため、広域的な入会調整が難しく、一部の学童クラブではそれぞれの最大受入数を上回る需要があった。その結果、全体として233名の待機児童が発生し、待機児童の解消には至らなかった。		

(※1→P37【注釈】参照)

取組② 要介護高齢者支援の充実(3事業)

○介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難となった高齢者のための施設整備を進めるとともに、介護の負担を軽減し、仕事と介護の両立を可能とする支援を充実させます。

8	家族介護者支援事業の充実			高齢者在宅支援課
評価指標	サービス利用者数			評価 (前年度評価・推移) 3 (4↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	8,066 人	10,132 人	7,401 人	10,132 人
R2 取組	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」、「認知症高齢者家族安らぎ支援事業」、「介護用品の支給事業」など、区独自の多様な支援を行った。			
評価理由	区独自の多様なサービスを実施することにより、高齢者を在宅で介護する家族の休息の確保や負担の軽減を図ることができた。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、家族介護教室の実施ができなかったことにより、利用者が減少した。			

9	特別養護老人ホーム等の整備			高齢者施策課
評価指標	特別養護老人ホーム確保定員			評価 (前年度評価・推移) 5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	2,136 人	2,220 人	2,220 人	2,388 人
R2 取組	国所有地及び区有地活用各 1 施設に対し建設助成を行うとともに 1 施設に対し、開設準備経費補助を行った。また既存 9 施設に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行った。			
評価理由	建設助成及び開設準備経費補助を行い、新たに 1 か所(定員 84 名)の施設が開設した。平成 24 年度から通算 913 床を整備した。			

10	認知症高齢者グループホーム等の整備			高齢者施策課
評価指標	認知症高齢者グループホーム整備定員数(累計)			評価 (前年度評価・推移) 4 (5↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	654 人	654 人	651 人	672 人
R2 取組	宮前 2 丁目の施設に対し、簡易陰圧装置設置に係る費用の一部について補助を行った。			
評価理由	施設整備に関する相談は複数あったが、2 年度の開設には至らなかった。実行計画上の目標は、ほぼ達成しているが、コロナ禍により人材確保が困難との理由から一時的に定員変更をしているグループホームがあるなどの理由から、実績値が計画数値を若干下回った。			

課題2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3 目標
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)			38.9% ※H28実績	—	—	50.0%
課題2	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	課題別評価	B(ある程度達成している)・65.0%(13/20)			
取組③	働きやすい職場づくりの推進(4事業)	取組別評価	B(ある程度達成している)・65.0%(13/20)			

〈課題解決の方向性〉

- 杉並区内には約2万の事業所がありますが、従業員数10人未満の事業所が約80%を占めるなど、中小の事業所が非常に多い現状があります。
- 実態調査からは、従業員数が少ない事業所ほどワーク・ライフ・バランスの認識度と取組状況が低調であることが示されています。しかし、取組の効果としては優秀な人材の確保につながると考えている割合が高く、特に恒常的な人材不足が課題となっている中小の事業所にとっては、ワーク・ライフ・バランスの取組事例等の情報提供や啓発は効果的であると考えられます。
- 女性が働きやすい職場環境を整備することは、誰もがいきいきと働くことができる職場づくりにつながります。
- 今後は、区内事業所に対し、国や都が実施している両立支援制度等の情報提供を積極的に行うとともに、あらゆる機会を捉えてワーク・ライフ・バランスに関する意識改革に向けた取組を進めることが重要です。

取組③ 働きやすい職場づくりの推進(4事業)【重点】

○事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、そのメリットや先進的な取組事例の情報提供など積極的な働きかけを行います。また、女性活躍推進法の周知ならびに同法に定める一般事業主行動計画の策定に向けて、より実効性のある支援策を検討し、実施していきます。

11	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	男女共同参画担当 産業振興センター	
評価指標	ワーク・ライフ・バランスセミナーの参加者数	評価 (前年度評価・推移)	3 (4.↓)
	R元実績	R2計画	R2実績
	87人	50人	32人
	R3目標		
	100人		
R2取組	東京都労働相談情報センターと杉並区の共催により、事業主及び労務従事者等を対象にコロナ禍における雇用労務管理について講演会を実施し、事業者の働き方改革の取組について啓発を図った。		
評価理由	企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発活動を目的として、東京都、男女共同参画担当及び産業振興センターの共催で講演会を実施したところ、50人の定員に対して参加者は32人となり、目標値を下回った。		
12	事業所に向けた積極的な働きかけの充実	男女共同参画担当 産業振興センター	
評価指標	啓発活動の実施	評価 (前年度評価・推移)	4 (4.→)
	R元実績	R2計画	R2実績
	実施	実施	実施
	R3目標		
	実施		
R2取組	区内事業所や労働者に対し、国や都が実施している仕事と家庭の両立に関する情報提供を実施した。		
評価理由	産業振興センター情報・資料コーナーにおいて、行政資料や各自治体の講座のチラシ等、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行った。		
13	子育てを応援する企業・事業者の取組の普及・啓発	子ども家庭部管理課	
評価指標	子育て優良事業者表彰受賞事業者数	評価 (前年度評価・推移)	3 (5.↓)
	R元実績	R2計画	R2実績
	7団体	—	—
	R3目標		
	6団体		
R2取組	受賞者の取組事例等を参考に、各事業者における子育て支援の取組が充実・強化され、多くの応募につながるよう、令和元年度以降、募集及び表彰を隔年実施とし、区内事業者等に対する周知に努めた。		
評価理由	実施年度ではないため表彰実績はないが、受賞事業者の取組や国や都の制度などを紹介した冊子を作成し、区民や事業者等へ広く配布することにより、事業者からの問合せも数件あり、取組を推進している状況が確認できた。		

14	総合評価方式による入札		経理課	
評価 指標	総合評価方式による入札実施件数		評価 (前年度評価・推移)	3 (3⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	23 件	実施	16 件	実施
R 2 取組	区の「子育て優良事業者表彰」を受けている場合や、次世代育成支援対策法に定める認定を受けている場合に、ポイント加点対象とする、技術実績評価型総合評価方式を1件試行し、施工能力等審査型総合評価方式を15件実施した。			
評価 理由	技術実績評価型総合評価方式を試行したこと及び施工能力等審査型創業評価方式を実施したことにより、入札参加者に対して意識啓発を行うことができた。			

課題3 就労、再就職、能力開発の推進

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3目標
就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査)				719人	646人	465人
課題3	就労、再就職、能力開発の推進	課題別評価	B(ある程度達成している)・65.0%(13/20)			
取組④	就労の支援と情報提供の推進(4事業)	取組別評価	B(ある程度達成している)・65.0%(13/20)			

〈課題解決の方向性〉

- 出産・育児等で退職した女性の多くは就労を希望していますが、再就職しても非正規雇用になる傾向があり、正規雇用に向けた支援や創業に対する支援など、様々な状況に応じたサービスの充実が求められています。
- 就労支援センターでは、就労意欲がありながら雇用機会に恵まれない若者等に対し、一人ひとりの状況に応じた伴走型の就労支援を行うとともに、ハローワークと一体的な就労支援に取り組みます。また、就労阻害要因を持ち、直ちに一般就労をすることが困難な若者等に対し、就労準備訓練を行います。
- 生活に困窮している区民に対しては、生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」において、就労相談を含めた生活上の様々な不安や課題の相談を行い、生活の自立を支援します。

取組④ 就労の支援と情報提供の推進(4事業)

○女性の社会進出が進む中、働き続けるための環境は改善されていますが、結婚、出産、育児等で仕事を断念する女性は少なくありません。また、若年層を中心に非正規の労働者が増えている状況を踏まえ、女性、若者等に対する就労支援を推進していきます。

15	女性の再就職支援の推進	男女共同参画担当 産業振興センター	
評価指標	女性再就職支援セミナーの参加者数	評価 (前年度評価・推移)	1 (4.↓)
	R元実績	R2計画	R2実績
	38人	50人	中止
R2取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、予定していたセミナーを中止とした。		
評価理由	セミナーを中止とした後、年度内に代替となる取組の実施に至らなかった。		
16	若者等の就労支援	評価 (前年度評価・推移)	3 (4.5.↓)
①	就労支援センターの運営	産業振興センター	
評価指標	就労支援センターの利用により就職が決定した人数	評価 (前年度評価・推移)	3 (4.↓)
	R元実績	R2計画	R2実績
	646人	850人	465人
R2取組	ハローワーク新宿や生活自立支援窓口との連携を図り、一人ひとりの状況に応じた伴走型の就労支援を行った。また、直ちに一般就労が困難な方に対して就労準備訓練等を実施した。		
評価理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、失業者等の相談者が増えたが、雇用情勢の悪化などに伴い、就職が決定した人数は目標に達しなかった。		
②	就職相談・面接会	産業振興センター	
評価指標	就職相談・面接会実施回数	評価 (前年度評価・推移)	3 (5.↓)
	R元実績	R2計画	R2実績
	34回	20回	10回
R2取組	ハローワーク新宿と連携し、中野区との合同就職面接会や保育士・介護職を中心としたツアー面接会・ミニ面接会を実施した。		
評価理由	ハローワーク新宿や中野区との合同面接会を2回、その他ミニ面接会やツアー面接会を実施し、事業者の雇用支援と求職者のマッチングを図ることができたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部中止となり、実施回数は計画の半分となった。		

17	創業支援			産業振興センター	
評価指標	セミナーの参加者数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	19 人	20 人	19 人	20 人	
R 2 取組	区内で創業を目指す女性・若者等を対象に、各種手続きや資金計画の立て方等を学ぶセミナーを実施した。				
評価理由	創業時に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などの基礎知識の習得に寄与する講座を開催したが、20人定員のうち19人の参加にとどまり、目標数値を1人下回った。				
18	生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション)			生活自立支援担当	
評価指標	相談件数			評価 (前年度評価・推移)	5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	8,387 件	6,200 件	24,918 件	6,200 件	
R 2 取組	窓口や電話により3,066人から延べ24,918件の相談を受け、支援プラン作成337件、住居確保給付金の支給月数12,704件などにより就労に向けた自立支援を行った。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業・休業等する方が増えたことにより、相談件数が目標値を上回り、大幅な増となった。困窮状態から早期に脱出するため、住居の確保や本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行うことで、問題が複雑化、深刻化する前に安定した生活へとつなげる支援をすることができた。				

(2)目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり(20事業)

成果指標		H30	R元	R2	R3 目標
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	実績	11.1% ※H28 実績	—	—	30.0%
目標2	目標別 評価	B(ある程度達成している)・74.0%(74/100)			
あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり					

〈目標設定の背景と取組〉

- 女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくことが重要であり、そのためには性別に関係なく誰もが社会参画できるような意識改革が必要です。
- 意思決定過程における男女共同参画を進めるため、働く場で女性の力が十分発揮できるよう区役所や区内事業所における女性登用を促進します。
- 過去の災害での教訓を踏まえ、災害備蓄品や震災救援所の運営などの防災分野においても、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上に取り組みます。
- また、都市化によりさらに近隣関係が希薄化している中、安心して暮らせる地域づくりは重要な課題です。各年代における男女が共に地域社会で活躍できる機会を提供するとともに、区民やNPO、地域団体等と連携を図り、地域のネットワークづくりをさらに進めていきます。
- 実態調査では、男女共同参画に関する認知度や意識は高まっているものの、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を肯定する割合が30%と根強く残っています。性別に関係なく男女が社会の対等な立場として尊重され、その個性と能力が存分に発揮できる地域社会の実現のため、あらゆる場面において男女共同参画意識の醸成に向けたより効果的な啓発活動を行います。

課題4 意思決定過程における男女共同参画の推進

成果指標		H30	R元	R2	R3 目標
審議会等における女性委員の登用割合(担当課調査)	実績	35.8%	35.5%	36.3%	40.0%
区役所における管理職に占める女性職員の割合 (担当課調査)		21.7%	22.5%	23.7%	30.0%以上
課題4	意思決定過程における男女共同参画の推進	課題別 評価			
	取組⑤ 事業所における女性登用の積極的推進(2事業)	B(ある程度達成している)・75.0%(15/20)			
	取組⑥ 審議会等委員における男女共同参画の推進(2事業)	取組別 評価			
		A(ほぼ達成している)・80.0%(8/10)			
		B(ある程度達成している)・70.0%(7/10)			

〈課題解決の方向性〉

- 女性活躍推進に関する社会の意識は高まり、国・都においても様々な取組を進めているところですが、女性の社会参画を阻害する要因の検証など、対応すべき課題があるのが現状です。
- 政策・方針等の意思決定過程における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。区の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、審議会等における男女のバランスに引き続き配慮をするとともに、区の審議会等への女性委員の参画状況を毎年度調査し、積極的な女性の登用を推進します。
- また、区の女性職員を対象としたキャリア形成支援等に取り組むことで、その個性と能力の発揮を推進し、区政における意思決定過程について、さらなる女性の参画を図ります。
- 一方で、実態調査の結果によると、区内事業所における女性活躍状況については、小規模の事業所が多いこともあり、女性管理職が一人もいないという回答が30%を超えています。女性の活躍が一層推進されるよう、地域の実情にあった取組を働きかけていきます。

取組⑤ 事業所における女性登用の積極的推進(2事業)【重点】

○働く場における女性の活躍が推進されることは、だれもが活躍できる社会の実現につながります。区役所自らが女性の活躍を積極的に推進するとともに、区内事業所に対しての働きかけを推進します。

19	区役所における女性活躍の推進		人事課	
評価指標	管理職及び係長級に占める女性職員の割合		評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	管理職:22.5% 係長級:42.0%	管理職:20.0% 係長級:45.0%	管理職:23.7% 係長級:42.6%	管理職:30.0% 係長級:50.0%
R2取組	女性活躍をより推進するため、令和3～7年度の特定事業主行動計画を改定するとともに、管理職割合等の算出方法、目標値を見直した。			
評価理由	女性管理職の割合は、特別区では中野区に次いで第2位となっている。一方で係長級の目標が未達成であることから、引き続き目標達成に向け取り組む。			

20	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ		男女共同参画担当	
評価指標	啓発活動の実施		評価 (前年度評価・推移)	4 (3・1)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	実施	実施	実施	実施
R2取組	区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の推進を目的とした「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」を、東京都と杉並区共催の企業向けセミナー参加者に配布した。また、民間団体に依頼し、ハンドブックの新たな設置配付場所を確保した。			
評価理由	積極的に事業所に対して働きかけを行うことまではできなかったが、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」をより多くの事業所に配布し、女性が活躍しやすい環境整備に向けた啓発をすることができた。			

取組⑥ 審議会等委員における男女共同参画の推進(2事業)

○審議会等における女性の参画状況を継続的に調査し把握するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、多様な視点を取り入れるため、女性が意思決定過程に積極的に参画できるよう審議会等委員における女性の登用を推進します。

21	審議会等委員における女性の積極的登用の推進		男女共同参画担当	
評価指標	審議会等における女性委員の登用割合		評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	35.5%	39.8%	36.3%	40.0%
R2取組	審議会等の女性の参画状況(女性委員の割合)の調査を企画課と共同で実施し、現状の把握等を行った。			
評価理由	前年に比べ、女性委員の割合は増加した。また、女性委員の積極的な登用について、各課宛て通知を検討し、令和3年度に実施する「附属機関等の設置・運営及び女性の参画状況に関する調査」に合わせて通知することとした。			

22	多様な区民参加手法の推進		企画課・関係各課	
評価指標	無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップなどに参加した女性の比率		評価 (前年度評価・推移)	3 (5・1)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	64.6%	50.0%	31.3%	—
R2取組	令和2年度は、「基本構想」に対する区民の認知度、区政への関心が低いという課題について、特に低い傾向にある若年層を対象に参加者を募集し、グループ形式による区民懇談会「すぎなみ ちょこっトーク」を開催、若者の区政参加を促進した。			
評価理由	例年の性別・年齢等のバランスを考慮しての無作為抽出という手法ではなく、令和2年度の事業目的にあわせ、区内在住在学等で18～25歳までの方を対象に公募した。2回の開催で延べ27名が参加し、うち女性は9名だった。計画値には届かなかったが、参加者に区政に関心を持ってもらえるような場の提供ができた。			

課題5 防災分野における男女共同参画の推進

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3目標
女性の視点に配慮して震災救援所が運営されている割合 (※震災救援所のうち、女性の視点に配慮した震災救援所運営管理マニュアルの改定が完成した震災救援所の割合)(担当課調査)				66.1%	66.1%	76.9%
課題5	防災分野における男女共同参画の推進	課題別評価	A(ほぼ達成している)・80.0%(8/10)			
取組⑦	男女共同参画に配慮した防災対策の推進(2事業)	取組別評価	A(ほぼ達成している)・80.0%(8/10)			

〈課題解決の方向性〉

- 東日本大震災の経験と教訓から、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・復興対策、また、地域防災活動の担い手として女性を登用するなど、女性の視点を活かした地域防災の取組が求められています。
- 災害時に、性別や年齢、障害の有無、国籍等々に係わらず被災者一人ひとりの人権が守られ、安心して避難生活を過ごすためには、平常時から男女共同参画や多様な視点からの防災対策の取組が重要です。また、地域住民が互いに理解を深め、自助・共助の取組を実践することが大切です。
- 女性の参画による新たな地域防災計画の策定をはじめ、震災救援所の運営や災害備蓄品等のあり方についても、男女それぞれの視点を活かし、充実を図っていきます。

取組⑦ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進(2事業)

○東日本大震災の教訓から、大規模な災害時にはさまざまな視点を防災対策に反映させることが必要とされています。すべての人が防災活動をはじめとした地域、団体活動に参加し活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。

23	地域防災における男女共同参画の推進			防災課	
評価指標	女性の視点に配慮して震災救援所が運営されている割合 (※震災救援所のうち、女性の視点に配慮した震災救援所運営管理マニュアルの改定が完成した震災救援所の割合)			評価 (前年度評価・推移)	3 (3⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	66.1%	100%	76.9%	100%	
R2取組	昨年度に引き続き、各震災救援所運営連絡会にて、女性の視点に配慮したマニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練を実施した。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止となる震災救援所運営連絡会が23件あったが、感染症対策を講じながら、連絡会等を開催し、マニュアル未策定の震災救援所に対し、策定に向けて、働きかけることができた。				
24	防災会議における男女共同参画の推進			防災課	
評価指標	防災会議における女性委員の登用割合			評価 (前年度評価・推移)	5 (4↑)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	14.7%(5人)	14.7%(5人)	14.7%(5人)	14.7%(5人)	
R2取組	防災会議委員を構成する各関係機関に、女性職員を推薦してもらうよう依頼をした。				
評価理由	各関係機関に対する女性職員の推薦の依頼を通して、防災会議における女性委員の登用の目標数値を達成することができた。				

課題6 地域における男女共同参画の推進

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3 目標
地域活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)				29.4% ※H28 実績	—	—
課題6	地域における男女共同参画の推進	課題別評価	B(ある程度達成している)・68.3%(20.5/30)			
取組⑧	地域活動への参画の促進(4事業)	取組別評価	B(ある程度達成している)・70.0%(14/20)			
取組⑨	高齢者の社会参加の支援(2事業)		B(ある程度達成している)・65.0%(6.5/10)			

〈課題解決の方向性〉

- 地域社会において、男女が共に個性や能力を発揮できる場と機会が確保され、いきがいのある充実した生活を送ることができる活力あるまちを実現することは、男女共同参画社会の理念にも通じるものです。
- しかし現実には、長時間労働など仕事と生活のアンバランスや地域関係の希薄化から、町会や自治会等の地域活動や社会活動への関心が低下している傾向にあります。
- また、高齢化が進展している中で、高齢者が地域活動やボランティア活動等に参加することによりいきいきと活躍、互いが支えあうことのできる地域づくりを推進していくことが重要です。
- このような視点を踏まえ、性別や年代を問わず、男女がそれぞれのライフステージに応じて、仕事と家庭だけでなく、地域に関心を持ち、地域活動やボランティアにも積極的に参加できるよう社会環境の整備に向けた支援を行います。

取組⑧ 地域活動への参画の促進(4事業)

○地域で活動する団体への意識啓発と支援を行うとともに、地域活動に対する区民の積極的な参加を促すことにより、女性と男性がともに地域活動における決定の過程に携わることができるよう支援します。

25	地域住民活動の支援			地域課	
評価指標	町会・自治会加入率			評価 (前年度評価・推移)	3 (3⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	44.9%	58.0%	44.9%	60.0%	
R2取組	町会・自治会の事業を支援する「まちの絆向上事業助成」は、4件の助成を決定したが、コロナ禍の影響により、事業の実施は2件となった。また、転入手続き時に、町会の加入案内を配布し、加入促進に努めた。				
評価理由	令和元年度の町会・自治会加入世帯数は、約1,300世帯の減少だったが、令和2年度は約400世帯の減少であったため、加入率は横ばいとなった。				

26	NPO等の活動支援			地域課	
評価指標	① 区内NPO法人数 ②地域コム登録団体数			評価 (前年度評価・推移)	4 (3↑)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	①324団体 ②165団体	①350団体 ②300団体	①323団体 ②257団体	①350団体 ②350団体	
R2取組	NPOに約105万円(5団体)の助成を行ったほか、すぎなみ協働プラザでは、オンラインを活用した講座の開催など、コロナ禍に対応した支援を行った。地域コムの操作説明会もオンラインを併用して実施した。				
評価理由	すぎなみ協働プラザでは、コロナ禍の影響を受けた地域活動団体に対する相談業務を適宜行うとともに、地域コムの操作説明会を、従来の対面式に加え、オンラインを活用した方式を実施した結果、地域コム登録団体が、昨年度に比べて92団体増えて、257団体となるなど大幅に増加した。				

27	地域人材の育成			地域課	
評価指標	① すぎなみ地域大学実施講座数 ②すぎなみ地域大学受講者数			評価 (前年度評価・推移)	3 (4↓)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	①26講座 ②1,130人	① 31講座 ②1,200人	①16講座 ②289人	①32講座 ②1,200人	
R2取組	コロナ禍により、半数近い講座を中止し、開催した講座も定員を削減して実施したが、開講した講座では、定員を超える申込みがあり、修了後の地域活動への参加率も昨年度同様7割を超える数値となった。				
評価理由	コロナ禍の影響と感染防止対策による講座の中止や定員の削減、また、毎年度500人規模で実施していたスタートアップ講座を中止したため、受講者数は大幅に減少したが、地域大学の目的である講座修了生の地域活動への参加率は7割を超えた。				

28	成人学習支援	生涯学習推進課	
評価指標	①すぎなみ大人塾のコース数 ②区民企画講座の開催講座数	評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	①3 コース ②2 講座	① 3 コース ②3 講座	①3 コース ②2 講座
R 2 取組	すぎなみ大人塾は、オンラインの単発講座と地域コース(荻窪・方南和泉)を開催し、合わせて延べ 158 名の参加があった。区民企画講座では、大学生 6 名の参加を得て、大学生が魅力的に感じる大人を取材し、小冊子全 2 号各 1,000 部発行した。		
評価理由	すぎなみ大人塾は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインでの講座を初めて開催した。また、地域コースは人数を制限し、対面型で開催した。予定通りの取組はできなかったが、受講した方はその後地域活動をはじめするなど、学びをきっかけに地域への一歩を踏み出す機会となった。区民企画講座は、講座形式の開催はできなかったが、若者の関心を生かし世代を超えたやりとりを生み出す機会をつくることができた。		

取組⑨ 高齢者の社会参加の支援(2事業)

○高齢化がいつそう進展していく中、高齢者が住み慣れた地域で互いに支えあいながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えます。また、自らの知識や経験を活かした地域貢献活動を通じた社会参加を支援していきます。

29	高齢者のいきいき活動の推進	評価 (前年度評価・推移)	3.5 (3.5⇒)
①	高齢者の就労支援	高齢者施策課	
評価指標	高齢者の就職成立件数	評価 (前年度評価・推移)	3 (3⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	11 件	20 件	10 件
R 2 取組	新型コロナウイルス感染症の影響で、個別相談は 7 月から月 2 回実施し、就業セミナーは実地体験を講義と模擬実習に変更して実施するなど、新型コロナウイルス感染症で不安を抱えている高齢者等へ就労について相談等する機会を提供した。		
評価理由	個別相談では、65 名から相談を受け、6 名が就業した。就業セミナーは 1 回開催し 4 名が就業したが、目標値には至らなかった。		
②	いきいきクラブ(※2)の活動支援	高齢者施策課	
評価指標	いきいきクラブ加入者数	評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	5,185 人	5,000 人	4,944 人
R 2 取組	各クラブが実施する社会奉仕・健康増進・生きがい活動等や、いきいきクラブ連合会が実施する事業等に対して助成した。		
評価理由	いきいきクラブ加入率(60 歳以上人口比)、会員数ともに減少している。新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の縮小を余儀なくされたが、新たな企画を行うこと等ができた一部のクラブでは、会員数の維持・増加が図られた。		

30	長寿応援ポイント事業(※3)の推進	高齢者施策課	
評価指標	活動登録グループ件数(新規)	評価 (前年度評価・推移)	3 (4↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	78 件	90 件	36 件
R 2 取組	区が認定した活動への高齢者の参加に対し、基金等への寄附や区内共通商品券に交換できるポイントを配布し、延べ 4,865 件のポイント交換申請があった。また、長寿応援ポイント事業をより介護予防に資する事業とするため、事業の見直しに向けた検討を進めた。		
評価理由	平成 21 年度の事業開始以来、登録活動数は増加を続けてきたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少に転じた。本事業の開始により、様々な地域活動が行われるようになった一方で、参加者の固定や事業効果が見えにくい等の課題もある。		

(※2、※3→P37【注釈】参照)

課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

成果指標		実績	H30	R 元	R2	R3 目標
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)				64.0% ※H28 実績	—	—
課題7	男女共同参画と人権尊重の意識づくり	課題別 評価	B(ある程度達成している)・76.3%(30.5/40)			
取組⑩	区民に対する啓発の推進(3事業)	取組別 評価	A(ほぼ達成している)・86.7%(13/15)			
取組⑪	男女平等推進センター事業の推進(3事業)		B(ある程度達成している)・66.7%(10/15)			
取組⑫	学校教育等における男女共同参画の推進(2事業)		B(ある程度達成している)・75.0%(7.5/10)			

〈課題解決の方向性〉

- 男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担意識の解消と、人権の尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりが重要であり、その活動拠点として杉並区立男女平等推進センター(以下「センター」という。)は非常に大きな役割を担っています。
- しかし、実態調査ではセンターの認知度は約18%に留まっており、男女共同参画社会の実現のための活動拠点として、センターの活性化は重要な課題です。今後、様々な機会を捉え、センターの周知及び各種事業内容の充実に努めます。
- 誰もが人権を尊重し、互いに認め支えあえる地域社会を目指し、性的少数者(性的マイノリティ)に対する差別や偏見の解消など、一人ひとりが互いの人格や個性を尊重する意識を育てていきます。
- また、学校教育等の場においても、教職員に対する人権研修や家庭教育講座等を通じて、男女平等に関する意識啓発に力を入れていきます。

取組⑩ 区民に対する啓発の推進(3事業)

○根強く残っている性別による固定的役割分担意識が払拭され、だれもが性別や年齢を問わずその個性と能力を存分に発揮できる社会の実現に向けて、意識改革や理解促進に向けた啓発活動に積極的に取り組みます。

31	男女共同参画啓発事業の強化	男女共同参画担当	
評価 指標	①情報誌「ゆう Can」発行数 ②情報誌「ゆう Can」ホームページアクセス数	評価 (前年度評価・推移)	5 (5→)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	①7,500部 ②620件	①7,000部 ②700件	①7,000部 ②711件
R2 取組	男女共同参画週間に合わせ、区役所ロビーで啓発パネル展を行った。また、情報誌「ゆう Can」を年2回発行し、各区立施設や区内大学、短大、高校等に様々な施設に配布するなど、多様な啓発活動を実施した。		
評価 理由	区役所ロビーにおける啓発パネル展は、新型コロナ感染防止対策を講じた上で例年より規模を縮小して行った。「ゆうCan」ではワーク・ライフ・バランスやDVと児童虐待に関する記事を掲載し、広く啓発・周知した。ホームページのアクセス数については、ジェンダーやDVへの関心が高まり、前年度よりも増加した。		

32	区民に対する性的少数者理解の促進	総務課 男女共同参画担当	
評価 指標	啓発活動の実施	評価 (前年度評価・推移)	5 (5→)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	実施	実施	実施
R2 取組	多様な性についての正しい知識と理解が促進されるよう、「性的マイノリティ理解促進講座」を11月に開催し、性的マイノリティを題材とした映画上映と当事者の講演を実施した。また、理解促進のためのリーフレットを講座参加者40人に配布した。		
評価 理由	新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を昨年度より減らして実施したが、8割を超える参加者が「性的マイノリティへの理解が深まった」とアンケートに回答したほか、「多様性を認め合う社会を作っていきたい」といった感想が寄せられたことから、性的少数者に対する理解を促進することができた。		

33	「心のバリアフリー」(※4)の推進		保健福祉部管理課	
評価指標	啓発活動の実施		評価 (前年度評価・推移)	4 (4→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	実施	実施	実施	実施
R2取組	「心のバリアフリー」の考え方を広く周知するため、新たにポスター「ヘルプマークを知っていますか?」を作成し、区施設等に掲示するとともに、バリアフリー協力店の情報提供を区HP「すぎナビ バリアフリーマップ」及び障害者週間パネル展で行った。新規登録のバリアフリー協力店は1店舗あり、令和2年度末の合計店舗数は1,012店となった。			
評価理由	新たにポスターを作成したことで、ヘルプマークについて継続的に幅広く周知することができた。また、関係所管と協力(障害者週間パネル展での周知、ポスターの作成・配布)することで、広く啓発活動を行うことができた。			

取組① 男女平等推進センター事業の推進(3事業)【重点】

○男女共同参画社会を実現するための拠点として、男女平等推進センターの啓発講座、情報提供及び相談事業などの各種機能を充実させ、利用者の増加及び活性化に努めます。

34	男女平等推進センター啓発講座の充実		男女共同参画担当	
評価指標	①男女平等推進センター啓発講座数 ②男女平等推進センター啓発講座延参加者数		評価 (前年度評価・推移)	3 (3→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	①5講座 ②256人	①5講座 ②245人	①5講座 ②165人	①5講座 ②500人
R2取組	審査会での審査の上、講座を選定し、男女平等推進センター啓発講座の企画運営を区内で活動する女性団体等に委託することにより、団体に対し活動の場・機会を提供した。			
評価理由	新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で5講座延べ11回を実施した結果、延参加者数は165名となり、区内で活動する団体等に活動の場・機会を提供することができた。			

35	男女平等推進センターにおける情報・資料提供の充実		男女共同参画担当	
評価指標	情報・資料コーナー利用者数		評価 (前年度評価・推移)	3 (3→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	1,580人	2,000人	1,194人	2,600人
R2取組	男女平等推進センター情報・資料コーナーにおいて、行政資料や各自治体の講座のチラシ等、男女共同参画に関する最新の情報提供を来館者に行うとともに、男女共同参画関連図書等の貸出を行った。			
評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、利用者数は減少したが、区民からのリクエストを参考に最新のジェンダー平等に関連した図書の購入や行政資料の収集など、情報コーナーの充実にも努めた。また、区HPに掲載していた図書目録について、図書の検索が可能となるよう改良した。			

36	男女平等推進センター相談事業の充実		男女共同参画担当	
評価指標	相談件数(一般相談・法律相談)		評価 (前年度評価・推移)	4 (4→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	一般:697件・法律:101件 計:798件	—	一般:822件・法律:81件 計:903件	—
R2取組	男女平等推進センター事業として、家族や生き方、人間関係など悩み全般を「一般相談」で、また離婚や養育費などの問題を弁護士による「法律相談」で実施し、区民の様々な悩みの解決に寄与した。			
評価理由	弁護士による法律相談については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時期休止したため、相談件数が減少したが、電話による一般相談では生き方やこころの相談が増え、相談件数全体として約13%の増加となった。			

(※4→P37【注釈】参照)

取組⑫ 学校教育等における男女共同参画の推進(2事業)

○男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念を理解させるとともに、その具体化を図るための男女平等教育を適正に推進していきます。また、すべての教育の原点である家庭教育について、地域団体との連携と協働のもとに支援していきます。

37	教職員に対する人権教育研修			済美教育センター	
評価指標	研修参加人数			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	304 人	300 人	300 人	295 人	
R2 取組	学校教育全体を通して、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底した。また、各校・園の人権教育全体計画の見直し、杉並区内における実践例の啓発等により、教職員の認識を深め、教育内容や指導方法の改善を図ることを目的とした研修を実施した。				
評価理由	若手教員育成研修(1年次)において、「教師として必要とされる人権感覚」の研修を行い、人権についての基礎知識、人権感覚についての考え方を学んだ。また、中堅教諭等資質向上研修では、ハンセン病資料館学芸員から、差別や偏見について改めて考える機会を得た。各区立学校・子供園の人権教育推進担当者研修においては、各校の人権教育全体計画の見直しを行い、人権感覚・人権教育への認識を深めた。				
38	家庭教育支援			評価 (前年度評価・推移)	3 (3.5・↓)
①	家庭に対する啓発活動の推進			男女共同参画担当	
評価指標	① 男女平等推進センター啓発講座(家庭教育)実施回数 ②男女平等推進センター啓発講座(家庭教育)延参加者数			評価 (前年度評価・推移)	2 (3・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	① 6回 ②127人	—	①3回 ②51人	—	
R2 取組	家庭教育の支援となる内容を含む男女平等推進センター啓発講座を実施することで、家族がお互いの個性と能力を尊重しあい、男女共同参画の視点に立った家庭づくりが促進されるよう、家庭に対する啓発活動を推進することができた。				
評価理由	3回の講座の延べ51人の参加者があり、家庭に対する啓発活動を推進することができたが、家庭教育の支援となる内容を含む講座が前年度より減少した上、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、参加者数が減少した。				
②	家庭教育講座			学校支援課	
評価指標	家庭教育講座等の開催回数			評価 (前年度評価・推移)	3 (4・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	26回	33回	4回	予算の範囲内	
R2 取組	教育委員会主催の講座を実施するとともに、家庭教育支援団体が企画・運営する講座への支援を行った。				
評価理由	開催した4講座のうち、1講座についてはオンライン形式を取り入れ、300名を超える参加があったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、実績は計画数値よりも減少した。				

(3)目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり(26事業)

成果指標	実績	H30	R元	R2	R3目標
いきがいを感している人の割合(区民意向調査)			77.7%	77.9%	77.6%
目標3	目標別評価	A(ほぼ達成している)・84.5%(109.8/130)			
すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり					

〈目標設定の背景と取組〉

- ひとり親家庭、介護が必要な高齢者、配偶者等からの暴力など困難な状況に置かれている男女が増加している中、誰もが安心して暮らすために地域社会が果たす役割は大きいと言えます。
- 暴力は、決して許されるものではない重大な人権侵害です。特に配偶者等からの暴力は、家庭内で起こるため周囲も気付かないことが多いのが現実です。潜在化するDV(配偶者等からの暴力)被害者支援のため、相談体制を充実させるとともに、被害者が一日も早く自立できるよう配偶者暴力相談支援センター機能の強化を行います。
- さらに、心身の健康面では、生涯において女性も男性も異なる様々な健康上の問題に直面します。男女がお互いの心身の性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたって健康に暮らすことのできる地域社会を実現するため、年代や生活環境に応じた健診や健康づくりの取組を推進します。
- ひとり親家庭、障害者や高齢者への支援の充実を図り、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めます。また、近年、外国人居住者が増加する中、地域を構成する一員として捉え、相互理解の促進に向けた取組を行います。

課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3目標
DV被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)				18.2% ※H28実績	—	—
課題8	配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	課題別評価	A(ほぼ達成している)・93.3%(42/45)			
取組⑬	暴力を許さない意識づくり(2事業)	取組別評価	A(ほぼ達成している)・90.0%(9/10)			
取組⑭	相談体制の充実(4事業)		A(ほぼ達成している)・95.0%(19/20)			
取組⑮	被害者支援と各種連携の強化(3事業)		A(ほぼ達成している)・93.3%(14/15)			

〈課題解決の方向性〉

- DV(配偶者や交際相手等からの暴力。以下「DV」という。)は重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する大きな問題ですが、被害者は自分が被害者だと思っておらず、自分が我慢すれば何とかするという理由等から誰にも相談せず、潜在化する現状があるため、被害者が相談しやすい体制の整備が求められています。
- DV被害を未然に防止するため、DVの内容に関する正確な情報提供や、すぎなみDV専用ダイヤル等の公的相談機関の周知、さらに若年層に向けたデートDV防止講座の開催など、より一層の啓発活動に取り組みます。
- DV被害者に限らず、セクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の性暴力の被害者に対しても、被害者の個人情報管理に細心の注意を払い、関連部署間の連携をさらに密にし、被害者の状況と意思に応じた保護を迅速に行うなど、被害者が自立し安心して生活できるよう支援を行います。

取組⑬ 暴力を許さない意識づくり(2事業)

○暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力を許さない意識づくりのため、さまざまな啓発活動を推進します。

39	配偶者等暴力防止啓発活動の推進			男女共同参画担当
評価指標	DV 防止啓発カード配布数			評価 (前年度評価・推移) 5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	29,000 枚	25,000 枚	28,000 枚	25,000 枚
R2 取組	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV 防止啓発カードの配布などにより啓発活動を行った。			
評価理由	区役所ロビーにおけるパネル展示のほか、杉並区のお知らせ掲示版や区施設へのポスター掲示に加え、区内在住の妊婦を対象に渡している「母と子の保健バック」での配布、医療機関へのDV防止啓発カード設置など、積極的に啓発を進めることができた。			

40	若年層に対する暴力防止教育の推進			男女共同参画担当
評価指標	①デート DV 防止啓発カード配布数 ②デートDV防止出前講座実施回数			評価 (前年度評価・推移) 4 (4・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	①10,000 枚 ②1 回	①10,000 枚 ②2 回	①10,000 枚 ②1 回	①6,000 枚 ②4 回
R2 取組	交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の都立高校へ出張し、デートDV防止出前講座を実施した。また、デートDV防止啓発カードを区内中学、高校、大学、専門学校及び成人式で配布した。			
評価理由	新型コロナの影響により高校 1 校のみの実施となったが、高校1年生約 140 名にデートDVの基礎知識などを分かりやすく学ぶ機会を提供することができ、アンケートでも大変好評であった。なお、中学校でも 3 月に実施予定であったが国の緊急事態宣言を受け中止となった。			

取組⑭ 相談体制の充実(4事業)

○配偶者等暴力をはじめとする主に女性が抱える様々な問題の解決に向け、適切な支援が総合的に行えるよう、相談機能の充実を図ります。

41	DV専用ダイヤルのさらなる充実			男女共同参画担当
評価指標	①相談員研修参加人数 ②配偶者等からの暴力についての相談件数			評価 (前年度評価・推移) 5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	①34 人 ②680 件	①32 人 ②—	①35 人 ②723 件	①32 人 ②—
R2 取組	緊急経済対策として支給されることとなった特別定額給付金のDV避難者への対応として、申出受理確認書の発行に伴う相談を受けた。配偶者暴力相談支援センター相談員研修を実施し、さらなる相談能力の向上を図った。			
評価理由	相談件数は約 6% 増となっており、きめ細やかな対応を行うことができた。また、相談員研修は開催した 4 回のうち 1 回は緊急事態宣言を受け書面及びオンラインによる研修となったが、ほぼすべての相談員が参加し、相談能力の向上を図ることができた。			

42	あらゆる暴力・女性問題に対する相談			保健サービス課
評価指標	相談件数(5 保健センター合計)			評価 (前年度評価・推移) 4 (4・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標
	実 88 件・延 206 件	—	実 65 件・延 223 件	—
R2 取組	ゆりかご相談、乳幼児健診、家庭訪問、面接、精神保健相談等すべての事業で DV や虐待の早期発見、予防啓発の機会として取り組んだ。暴力や女性問題が発見された場合には関係機関と連携して対応した。			
評価理由	新型コロナウイルス感染症拡大により家庭で過ごす時間が多くなっており、深刻な DV 相談がある一方、初回相談に繋がる時期が遅れる事例もある。事例が発見された場合には、医師や心理士の相談につなげたり、関係機関に紹介ができた。実相談件数は減少したが、深刻な相談ケースには複数回にわたり対応した。			

43	母子・女性・家庭相談	杉並福祉事務所 子ども家庭部管理課	
評価 指標	母子・女性・家庭相談件数	評価 (前年度評価・推移)	5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	3,236 件	2,200 件	3,101 件
R2 取組	母子及び父子家庭並びに寡婦の相談に対し、相手の立場に立った助言を行い、経済的、精神的な自立に向けた支援を関係機関と連携しながら行った。		
評価 理由	配偶者暴力防止支援センターと共に相談窓口を充実できた。深刻化する相談内容にも連携体制を強化することで対応した。		

44	子どもと家庭の相談	子ども家庭部管理課	
評価 指標	相談件数	評価 (前年度評価・推移)	5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	71,023 件	73,800 件	64,121 件
R2 取組	これまで以上にきめ細やかな相談対応を実現するため、子ども家庭支援センターの支援担当の職員を6名増員し、相談体制の強化を図った。		
評価 理由	実績は計画数値に達しなかったが、支援担当の職員を増員するとともに、子ども家庭相談システムの導入による相談・対応記録の迅速かつ正確な情報共有を図ることで、相談体制の強化と支援の充実につなげることができた。		

取組⑮ 被害者支援と各種連携の強化(3事業)【重点】

○被害者が安心して生活できるよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、生活のための必要な各種手続きについて、関係機関との連携体制を強化し、適切な被害者の支援につなげます。

45	配偶者暴力相談支援センターの適切な運営	男女共同参画担当 杉並福祉事務所	
評価 指標	配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議開催回数	評価 (前年度評価・推移)	5 (5⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	2 回	2 回	3 回
R2 取組	関係機関等が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、配偶者等暴力の被害者への適切な対応を連携して行えるよう配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議を開催(6,10,1月)した。		
評価 理由	福祉事務所の婦人相談員や母子・父子自立支援員、男女共同参画担当など配偶者暴力相談支援センターの担当者が集まり、特別定額給付金支給におけるDV避難者の申出対応に関する情報共有のほか、DV証明書の発行事務手続きについて検討を重ね、2月から福祉事務所においても発行することとした。		

46	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置			評価 (前年度評価・推移)	5 (4.8・↑)
①	住民基本台帳事務における支援措置			区民課	
評価 指標	支援措置申出件数			評価 (前年度評価・推移)	5 (4・↑)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	732 件	—	825 件	—	
R 2 取組	DV等被害者の現在の住所が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。				
評価 理由	DV 被害者等の閲覧制限の申し出に対して、適切に対応し制限を行った。支援措置申出件数は年々増加しており、制度についての認知度が上がっていることがうかがえる。				
②	国民健康保険における支援措置			国保年金課	
評価 指標	DV を理由とした国民健康保険の特例加入の実施			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	実施	実施	実施	実施	
R 2 取組	住民基本台帳及び戸籍附票の閲覧などの制限措置があってもなお、住民登録を変更することができない場合、現在の住所などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取り扱いを3件実施した。				
評価 理由	申出のあった方から事情を伺い、必要な方には特例加入の手続きを行った。相談者の様々な事情をよく聞きとり、他の方法がないか検討した上で、必要な方への支援を適時適切に行うことができた。				
③	保育園入園における支援措置			保育課	
評価 指標	保育園入園における支援措置の実施			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	実施	実施	実施	実施	
R 2 取組	保育園入園相談や申込受付を丁寧に行い、保育を必要とすることのわかる書類提出の緩和等を行った。				
評価 理由	他関係機関と連携し、住民登録の有無にかかわらず、提出困難な必要書類を代用するなど丁寧な相談を行い、保育園の早期入所に向けた支援を適切に行った。				
④	就学事務・就学援助における支援措置			学務課	
評価 指標	就学事務・就学援助における支援措置の実施			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	実施	実施	実施	実施	
R 2 取組	区の住民票の有無に関わらず、被害者からの申し立てや子ども家庭支援センター等の関係機関との連携により、居住の実態を確認した上で、子どもに不利益となることがないように適切に対応した。				
評価 理由	子ども家庭支援センター、児童相談所、各区市町村の教育委員会と連携を図り、DV 被害者等の情報共有を行った。また、被害者等の不利益とならないよう、個人情報の取り扱いに最善の注意を払い、就学事務や就学援助の認定審査を行った。DV 被害の内容が複雑化してきているため、慎重な対応に努めた。				

47	各種団体・庁内関係各課との連携の強化			男女共同参画担当	
評価 指標	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数			評価 (前年度評価・推移)	4 (5・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	2 回	2 回	2 回	2 回	
R 2 取組	男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センターなどの区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等が集まり、関係機関同士が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、女性に対する様々な暴力の被害者に対し、適切な対応のできるよう連絡会議を開催した。				
評価 理由	国の緊急事態宣言発令により 2 月の会議を书面開催としたため、意見交換の場を持つことはできなかったが、DV と児童虐待事案における関係機関の連携及び性暴力・性犯罪に関する支援についてアンケートを行い、とりまとめ結果を配布して共有した。				

課題9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進

成果指標		実績	H30	R元	R2	R3目標
子育てを楽しんでいると感じる人の割合(区民意向調査)			76.3%	86.5%	81.1%	90.0%
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合(担当課調査)			72.5%	71.5%	71.4%	80.0%
課題9	さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	課題別評価	A(ほぼ達成している)・84.7%(50.8/60)			
取組⑯	ひとり親家庭の自立支援の充実(4事業)	取組別評価	B(ある程度達成している)・75.0%(15/20)			
取組⑰	障害者支援の充実(4事業)		A(ほぼ達成している)・90.0%(18/20)			
取組⑱	高齢者の地域生活支援の充実(2事業)		B(ある程度達成している)・78.0%(7.8/10)			
取組⑲	外国人支援の充実(2事業)		S(達成している)・100.0%(10/10)			

〈課題解決の方向性〉

- ひとり親家庭や障害者、高齢者などの中で、経済的自立が困難となったり、地域社会とのつながりに乏しく孤立したりするなど、生活上の困難や生きづらさを抱える人々が増加しています。
- さらに、性別、国籍、文化等の違いを理由として複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。
- このような状況に陥ると、個人のみで問題を解決することは難しいのが現状であり、行政による公助に加え、地域社会による共助の支援を実施しながら、共に支えあう必要があります。
- 男女共同参画の視点に立ち、さまざまな理由で困難な状況に置かれている人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組み、支援を進めていきます。

取組⑯ ひとり親家庭の自立支援の充実(4事業)

○ひとり親家庭は経済的・社会的・精神的に不安定な状態に置かれることが多いため、状況に応じて、子育てや就労、生活などのきめ細かな自立支援を推進します。

48	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス	子ども家庭部管理課			
評価指標	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯数	評価		3 (前年度評価・推移) (4↓)	
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	51世帯	60世帯	42世帯	40世帯	
R2取組	利用者及び委託事業者が、利用可能な支援の範囲を具体的に理解し、適正な利用ができるよう、サービスの内容をわかりやすくまとめたリーフレットを新たに作成し、利用相談者や利用決定者に渡すようにした。				
評価理由	利用世帯数は計画値を下回ったが、その要因は、新型コロナウイルス感染拡大や在宅勤務増加の影響によるものであり、利用を希望する方に対しては、サービスを提供することができた。				

49	ひとり親家庭の相談支援	杉並福祉事務所 子ども家庭部管理課			
評価指標	母子・父子自立支援員の相談件数	評価		5 (前年度評価・推移) (5⇒)	
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	6,450件	3,500件	5,330件	3,500件	
R2取組	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、関係機関と連携し、自立に向けた適切な支援を実施した。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症拡大のため、来所相談件数は減少したが、児童育成手当の現況届の案内に、コロナに関連した支援策をまとめたチラシを同封することで、来所相談ができない方に対しても、積極的に情報提供を行った。				

50	母子生活支援施設(※5)への入所等支援			杉並福祉事務所 子ども家庭部管理課	
評価 指標	入所世帯数			評価 (前年度評価・推移)	4 (5・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	35 世帯	30 世帯	26 世帯	30 世帯	
R2 取組	入所者親子に対し、安定した養育環境の確保と入所期間内に自立した生活の実現を目標として、施設と区が支援した。				
評価 理由	計画値には満たなかったが、入所希望のあった全4世帯について受け入れることができた。				

51	ひとり親家庭の就業支援			子ども家庭部管理課	
評価 指標	高等職業訓練促進給付金等支給者数			評価 (前年度評価・推移)	3 (3・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	11 件	30 件	9 件	17 件	
R2 取組	就業に結びつきやすい資格の取得を目的に修業するひとり親に対し、給付金を支給し、生活費の負担軽減を図った。また、ひとり親が、区が指定した職業訓練を受講した場合、修了後に受講費用の一部を支給した。				
評価 理由	実績は計画値を下回ったが、修業後の就労率は83%となり、前年度の56%を上回ることができた。				

取組⑰ 障害者支援の充実(4事業)

○障害の種類や程度にかかわらず、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けることができるよう、さまざまな支援を実施していきます。

52	障害者の就労支援の充実			障害者生活支援課	
評価 指標	年間新規就労者数			評価 (前年度評価・推移)	4 (5・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	135 人	115 人	96 人	120 人	
R2 取組	杉並区障害者雇用支援事業団を中心に、民間の就労支援施設や特別支援学校等と連携し、就労支援に取り組んだ。				
評価 理由	就労者数の割合は、前年度実績・今年度目標値のそれぞれを下回ったが、これはコロナ禍を鑑みて障害福祉サービスの就労移行支援利用期間が延長されたことが影響しているためである。しかしながら、前年度実績の70%を達成しており、就労支援事業の役割は果たしていると評価する。				

53	障害者の社会参加支援の充実			障害者施策課	
評価 指標	移動支援事業利用者数			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	922 人	1,230 人	813 人	1,300 人	
R2 取組	屋外での移動が困難な障害者が外出する際に付添いを行うヘルパーを派遣し、男女問わず障害者の地域生活の充実及び余暇・社会活動への参加の促進を図った。				
評価 理由	新型コロナウイルス感染拡大防止のため移動支援事業の実績数は減少したが、令和3年度からの実施に向けて障害者の個々の状況に応じた支援ができるよう、自宅発着が原則だったものを通所帰りに利用できるようにする等、支援内容の見直しを行い、障害者の社会参加の促進を図った。				

(※5→P37【注釈】参照)

54	障害者の相談体制の充実			障害者施策課	
評価指標	障害者地域相談支援センターでの相談件数			評価 (前年度評価・推移)	5 (4・↑)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	27,274人	30,000人	30,414人	30,000人	
R2取組	手帳の有無や障害種別に関わらず生活全般の相談に対応。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしながら、情報発信や気軽に立ち寄れる場の提供、ピア相談の人材育成、長期入院者への退院支援などを実施した。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により開設時間や相談方法等、感染防止対策を行いながら運営を継続し、相談件数が増加した。長期入院者への退院支援(地域移行プレ相談)は、新型コロナのため病院訪問に制限があったが、可能な範囲で継続して実施できた。ピア相談員の育成は3所で協力し取り組むことができた。				

55	多様な住まいの確保と支援			障害者生活支援課	
評価指標	グループホーム(※6)数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4・→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	知的:44所 身体:3所 精神:8所	知的:44所 身体:3所 精神:10所	知的:49所 身体:3所 精神:9所	知的:44所 身体:3所 精神:12所	
R2取組	住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会福祉法人等と連携してグループホームの整備を推進した。				
評価理由	精神障害者グループホームは計画数値に達しなかったが、知的障害者グループホームは計画数を上回る開所となった。				

取組⑩ 高齢者の地域生活支援の充実(2事業)

○高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、医療・介護サービスや生活を支援するさまざまなサービスを適切に提供していきます。

56	地域の見守り体制の充実			高齢者在宅支援課	
評価指標	①安心おたっしや訪問(※7) ②高齢者緊急通報システム利用世帯数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4・→)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	①実施 ②1,254件	①実施 ②2,650件	①実施 ②1,264件	①実施 ②2,850件	
R2取組	民生委員・ケア24職員・区職員による安心おたっしや訪問や、緊急通報システム、高齢者安心コール(※8)、たすけあいネットワーク(地域の目)(※9)など重層的な見守りを強化し、高齢者の孤立化を防いだ。				
評価理由	安心おたっしや訪問を通じ、日常的に相談できる関係づくりを推進し、この3年間で延べ1,300人を超える方々を適切なサービスにつなぐことができた。緊急通報システムでは、通報時に現場派遣員による駆け付け及び緊急車両の要請があることにより、緊急対応が必要なケースを救急搬送につなぐことができています。また、たすけあいネットワーク(地域の目)等の事業も地域に浸透し、高齢者の状況に応じた多様な方法で見守りを行った。				

(※6、※7、※8、※9→P37【注釈】参照)

57	高齢者等の住宅支援の充実			評価 (前年度評価・推移)	3.8 (4↓)
①	高齢者等応急一時居室の提供			住宅課	
評価 指標	①借上げ室数 ②利用室数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	①24戸 ②14戸	①30戸 ②15戸	①26戸 ②9戸	①35戸 ②20戸	
R2 取組	高齢者、障害者、ひとり親家庭、災害被災者、DV被害者で立ち退きや被災等により、緊急に住宅の確保が必要な方に対し、区が借り上げている民間アパートを一時的に提供し、住まいの確保を支援した。				
評価 理由	緊急に住宅が必要となった区民に対し、迅速に応急一時居室を提供した。居住先に困窮している相談者の意思を尊重し、入居要望に沿った居室を案内することで、生活の基本部分を支援した。				
②	高齢者住宅の運営			住宅課	
評価 指標	高齢者住宅の供給数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	353世帯	353世帯	353世帯	353世帯	
R2 取組	手すりなどを設備した加齢対応型の集合住宅を高齢者住宅として提供し、高齢者を対象に空き室待ち登録者募集を実施した。				
評価 理由	あらかじめ空き室待ち登録者を決めておくことで、空き室が発生した場合に短期間で登録者に入居をあっせんし、30世帯が新規に入居した。				

③	高齢者等アパートのあっせん			住宅課	
評価 指標	申請件数			評価 (前年度評価・推移)	3 (4↓)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	162件	200件	141件	200件	
R2 取組	住宅確保要配慮者が、立ち退き等により、新たに住宅の確保が必要となった場合、不動産店の紹介や住宅に関する情報提供を行い、民間賃貸住宅への入居を支援した。				
評価 理由	不動産団体と連携し、物件情報提供の充実を図り、杉並区居住支援協議会においてあっせん事業について周知を図ったが、申請件数は微減傾向にあり、計画値の約7割となった。				
④	高齢者等入居支援事業			住宅課	
評価 指標	申請件数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標	
	156件	170件	139件	170件	
R2 取組	民間住宅の契約が困難な住宅確保要配慮者に対し、契約時における家賃等債務保証制度の利用、見守りサービス、葬儀の実施、残存家財の撤去制度を提供し、民間賃貸住宅への入居を支援した。また、入居支援事業の制度について、杉並区居住支援協議会のホームページへの掲載や不動産店舗でチラシを配布するなど周知を図った。				
評価 理由	申請件数は計画値の約8割となったが、貸主が安心してアパートを提供できるような制度を提供することにより、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で生活できるよう支援を行った。				

取組⑱ 外国人支援の充実(2事業)

〇年々増加している区内在住の外国人が、言葉の壁により日常生活で困ることのないよう、安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

58	外国人相談			文化・交流課	
評価指標	外国人相談件数			評価 (前年度評価・推移)	5 (4・↑)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	321 件	—	499 件	350 件	
R2 取組	ボランティア相談員によるサポートデスクを半日単位で 203 コマ開設したが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中は窓口相談を休止し、電話相談のみ実施した。また、外国人のための無料専門家相談会を 1 回開催した。				
評価理由	新型コロナ感染拡大に係る給付支援や在留資格等の相談が多数寄せられ、相談件数は大きく増加した。外国人が地域で安心して生活できる環境づくりの一役を担い、コロナ禍における外国人の不安解消に寄与した。				
59	タブレット端末を利用した窓口通訳サービス			区民課	
評価指標	映像通訳依頼件数			評価 (前年度評価・推移)	5 (5・⇒)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	560 件	580 件	593 件	600 件	
R2 取組	タブレット端末を利用した通訳サービスを区の窓口 16 箇所に導入し、外国人来庁者と職員間の会話の通訳を行った。				
評価理由	令和元年度より利用実績が増え、通訳を要する外国人来庁者に対し、滞りなく適切に対応できた。				

課題 10 生涯を通じた心とからだの健康支援

成果指標		実績	H30	R 元	R2	R3 目標
65 歳健康寿命 (※65 歳の人が必要介護認定(要介護度 2 以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの) (東京保健所長会方式)			男性 83.4 歳 女性 86.4 歳 (H29)	男性 83.5 歳 女性 86.6 歳 (H30)	男性 83.6 歳 女性 86.7 歳 (R 元)	男性 84.0 歳 女性 87.0 歳 (R2)
課題 10	生涯を通じた心とからだの健康支援	課題別評価	B(ある程度達成している)・68.0%(17/25)			
取組⑳	いきいきと暮らせる健康づくり(5 事業)	取組別評価	B(ある程度達成している)・68.0%(17/25)			

〈課題解決の方向性〉

- すべての男女が、それぞれの身体の機能や特徴の理解に努め、思いやりをもって心身ともに健康に生活していくことは、男女共同参画社会を実現する前提となるものです。
- 超高齢化社会が到来し、平均寿命が男女とも 80 歳を超える中、健康寿命の延伸が課題となっています。生涯を通じた健康について、男女がともに健康に対して高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て認識を深めることが必要です。また、あらゆる年代や性別に応じて、健康に関する適切な自己管理を行うことができるよう健康づくりを支援する取組を進めることも重要です。
- 加えて、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、区民の誰もがスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツに親しむ機会の提供、環境整備についても推進していきます。

取組⑳ いきいきと暮らせる健康づくり(5事業)

○男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせることは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となります。心身の健康についての理解を深めるとともに、だれもが健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

60	区民健康づくりの推進	健康推進課 保健サービス課	
評価指標	自主グループで活動している人数	評価 (前年度評価・推移)	2 (2→)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	549 人	1,200 人	411 人
R2 取組	保健センターの健康講座等の参加者から生まれた健康づくり自主グループによる勉強会や交流会のほか、区と協働し、健康づくり普及啓発のための区民イベントや講演会を企画したが、コロナ禍で多数が実施できなかった。		
評価理由	新型コロナウイルス感染拡大により活動機会が減少した。その影響もあり、一部のグループの活動は行われたものの、全体の健康づくりの取組は不十分であり、3団体が解散し、令和2年度末の合計団体数は 32 団体となった。		

61	生活習慣病予防対策の推進	国保年金課 健康推進課 保健サービス課	
評価指標	区民健康診査受診者数	評価 (前年度評価・推移)	3 (4↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	71,565 人	89,200 人	66,299 人
R2 取組	生活習慣病の予防・早期発見を目的に、30～39 歳で健診を受ける機会のない方には成人等健診、国民健康保険加入者で 40～74 歳の方には特定健診、後期高齢者医療制度加入者には後期高齢者健診を実施した。		
評価理由	新型コロナウイルス感染拡大による受診控えがあり、未受診者に受診勧奨を実施したが受診者数が減少した一方、緊急性の低い健診結果については受診者からの申し出により郵送対応を認める柔軟な対応で受診環境の安全確保に努めた。		

62	がん対策の推進			健康推進課	
評価指標	がん検診受診者数			評価 (前年度評価・推移)	4 (3・↑)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	97,526 人	132,800 人	124,103 人	132,800 人	
R 2 取組	職場で受診機会のない方を対象にがん検診を実施し、検診システムを活用した受診勧奨を継続実施した。また、区民健診と同時実施していた胸部エックス線検査を肺がん検診に一本化する実施体制の見直しを図った。				
評価理由	胸部エックス線検査の実施体制を見直したことにより、肺がん検診の受診者数が増加した。また、胃内視鏡検査についても実施体制を整えたことにより、昨年度実施できなかった受診者を受け入れることができた。				

63	「心の健康づくり」の推進			保健予防課 保健サービス課	
評価指標	①心の健康づくりに関する講演会開催回数・参加者数 ②ゲートキーパー(※10)養成講座実施回数・参加者数			評価 (前年度評価・推移)	3 (5・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	①6 回・276 人 ②4 回・441 人	①6 回 ②4 回・150 人	①0 回 ②3 回・192 人	①6 回・— ②4 回・150 人以上	
R 2 取組	心の健康づくりに関する講演会は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いすべて中止した。ゲートキーパー養成講座は杉並区民向け(参加者 25 人)、杉並区立小・中学校生活指導主任向け(参加者 64 人)、杉並区役所管理職向け(参加者 103 人)を実施した。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等により、多くの講演会が中止になってしまった。ゲートキーパー養成研修については、感染予防に留意しつつ、感染の流行状況を見ながら、関係部署の協力も得て実施しており、目標の養成者数を達成した。				

64	スポーツを推進する環境づくり			スポーツ振興課	
評価指標	①スポーツアカデミー参加者数 ②スポーツ始めキャンペーン参加延人数			評価 (前年度評価・推移)	5 (4・↑)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	①264 人 ②983 人	①340 人 ② —	①437 人 ②785 人	—	
R 2 取組	スポーツアカデミーについては、「小学生と保護者」「障害者スポーツ推進者」を対象としたほか、「地域スポーツ with コロナシリーズ」を開講し、スポーツ分野の広い意味での人材育成プログラムを実施した。スポーツ始めキャンペーンについては、日頃スポーツ・運動を行っていない人を対象に、スポーツ・運動を始めるきっかけづくりとして、無料・低額で利用できるチケットと引き換えできるプログラム案内を配布し、スポーツ・運動への参加を促す事業を提供した。				
評価理由	スポーツアカデミーは、講座をシリーズから単発に変えるなど開催方法を工夫したほか、開講数を増やしたことで参加者数が増加し、スポーツを取り巻く様々な人材の育成に寄与した。スポーツ始めキャンペーンは感染症流行下で参加者数は減少したものの、スポーツを始めるきっかけづくりに寄与した。				

(※10→P37【注釈】参照)

(4) 計画のさらなる推進のために(9事業)

計画のさらなる推進のために		目標別 評価	B(ある程度達成している)・67.8%(30.5/45)
取組①	区役所における男女共同参画推進体制の充実 (5事業)	取組別 評価	B(ある程度達成している)・66.0%(16.5/25)
取組②	さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進 (4事業)		B(ある程度達成している)・70.0%(14/20)

〈現状と課題解決の方向性〉

- 行動計画に位置づけた様々な男女共同参画に対する取組を調整し、計画的かつ総合的に推進していくには、適切な進行管理のもと、区を挙げた推進体制が必要となります。「杉並区男女共同参画推進会議」において区全体における男女共同参画施策の進行管理、評価及び調整をしていくとともに、「杉並区男女共同参画推進会議幹事会」において、実効性のある施策の推進を図っていきます。
- 男女共同参画社会の実現のためには、法整備や改正が必要な問題、また広域的対応が必要となる問題があります。区だけでは対応が難しい課題については、国や東京都をはじめとする他自治体との連携を深め、合わせて関連団体や企業等との連携・協力を得ながら問題解決に向けて取り組んでいきます。
- 学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」に女性活躍推進法第23条の協議会としての機能を持たせ、委員の構成等を見直すことにより、様々な分野の活動主体から幅広く多面的な意見を聞き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
- 平成28年度に策定した「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」に基づき、区職員一人ひとりが仕事と家庭の両立をしながら、仕事のやりがいを感じ、活躍できる組織づくり、人づくりを進めていきます。
- 区内最大の事業所として、他の事業所のモデルとなるよう、すべての部署において、男女共同参画の理念を考慮した組織や事業の運営を心掛け、積極的に行動できる職員を育成していきます。

取組① 区役所における男女共同参画推進体制の充実(5事業)【重点】

○区役所全体で男女共同参画を推進していくため、区内事業者の模範となるよう、職員の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、働きやすい環境整備を行います。

65	特定事業主行動計画の推進		人事課	
評価 指標	①男性職員の出産支援休暇取得率 ②男性職員の育児参加休暇取得率 ③男性職員の育児休業取得率		評価 (前年度評価・推移)	3 (2・↑)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	①68.5% ②53.7% ③11.1%	①100% ②100% ③20.0%	①71.1% ②71.1% ③33.3%	①100% ②100% ③30%
R2 取組	職員向け広報誌(区りえい人)に男性職員の子育てに関わる休暇・休業について記事を掲載した。また、これまで実施していた介護、子育てを理由とした時差出勤制度を、理由を問わずに利用できる制度に拡大した。			
評価 理由	出産支援休暇、育児参加休暇は目標には届かなかったものの昨年よりポイントを上げることができた。育休取得率が目標値を大きく上回ることができたが、引き続き周知・啓発を行っていく。			

66	職員に対するハラスメント防止体制の推進		人事課	
評価 指標	①ハラスメント防止に関する研修開催回数 ②ハラスメント防止に関する研修参加人数		評価 (前年度評価・推移)	3 (3⇒)
	R元実績	R2計画	R2実績	R3目標
	①1回 ②102人	①1回 ②200人	①0回 ②0人	①1回 ②200人
R2 取組	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を中止した。			
評価 理由	研修は中止としたが、希望者に対して前年度に研修で使用した資料を配布するなどの対応を実施した。			

67	職員に対する男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	評価 (前年度評価・推移)	2.5 (3.5・↓)
①	職員の人材育成	人事課	
評価 指標	職員研修参加人数(新任研修等)	評価 (前年度評価・推移)	3 (4↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	196 人	219 人	中止
			R3 目標
	138 人		
R 2 取組	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を中止としたが、受講予定者 248 名に研修資料や関連パンフレットを送付した。		
評価 理由	研修は中止としたが、男女共同参画や人権問題への理解を深め、地域や職場の課題を男女共同参画・人権尊重の視点で捉え、行動できる職員の育成を目指し、啓発に努めた。		
②	職員に対する男女共同参画意識の啓発	男女共同参画担当	
評価 指標	職員用情報紙「男女共同参画 News」発行回数	評価 (前年度評価・推移)	2 (3・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	1 回	2 回	1 回
			R3 目標
	2 回		
R 2 取組	区のすべての施策が男女共同参画の視点を踏まえて実行されるよう、「杉並区職員用男女共同参画情報紙「男女共同参画 News」を発行し、区の施策や国の新しい基本計画の紹介などを行い、職員に対する情報提供・意識啓発を行った。		
評価 理由	年度内に 1 回しか発行することができず、発行回数が計画を下回った。		

68	職員に対する性的少数者理解の促進	総務課 男女共同参画担当	
評価 指標	①職員専門研修参加人数 ②職員専門研修累計参加人数	評価 (前年度評価・推移)	4 (5・↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	①80 名 ②295 名	①80 名 ②375 名	①0 名 ②295 名
			R3 目標
	①80 名 ②467 名		
R 2 取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発出により、令和 3 年度に実施を延期としたため、参加予定者 52 名へ令和元年度の職員研修資料を送付した。		
評価 理由	研修は実施できなかったが、資料を使った自主学習により、性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図った。		

69	男女共同参画の視点からの表現の推進	男女共同参画担当	
評価 指標	男女共同参画の視点で伝える表現ガイド作成	評価 (前年度評価・推移)	4 (4・→)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績
	推進	推進	推進
			R3 目標
	推進		
R 2 取組	情報誌「ゆう Can」に、「男女共同参画の視点で伝える表現ガイド」の内容を掲載し、区のチラシ、広報紙、ホームページなどの作成の際、男女共同参画社会の実現を目指していく上で障害となる固定的性別役割分担意識を助長しないよう啓発した。		
評価 理由	情報誌「ゆう Can」を各課へ配布し、各課が具体的な表現活動を行うに際し、男女共同参画の視点からより望ましい表現となっているか考えるきっかけを作り、注意喚起を促すことができた。		

取組② さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進(4事業)

○民間団体、NPO、区内事業所等様々な関係機関と連携・協働を深めることにより、男女共同参画をさらに推進します。

70	男女共同参画推進区民懇談会の充実			男女共同参画担当	
評価指標	男女共同参画推進区民懇談会の開催回数			評価 (前年度評価・推移)	4 (4→)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	2 回	3 回	2 回	3 回	
R 2 取組	学識経験者や地域団体推薦者、区内事業者、公募区民等を委員とする「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」を開催(12月、3月)し、行動計画進捗状況調査や男女共同参画に関する意識と生活実態調査についてなど、男女共同参画施策に関して多様な意見を聴取した。				
評価理由	新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を見送ったため開催回数が計画値を下回ったが、限られた回数の中で様々な意見を聴取し、施策に反映することができた。				

71	男女共同参画推進会議の充実と庁内連携の強化			男女共同参画担当	
評価指標	男女共同参画推進会議及び幹事会の開催回数			評価 (前年度評価・推移)	4 (5↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	3 回	3 回	2 回	3 回	
R 2 取組	男女共同参画施策の着実な推進に向けて、副区長を会長とし全部長を委員とする男女共同参画推進会議及び男女共同参画施策関連課長を委員とする男女共同参画推進会議幹事会を開催した。				
評価理由	開催回数が計画値を下回ったが、男女共同参画行動計画における各部・各課の事業について全庁的に情報共有を図り、進捗管理を的確に実施し、男女共同参画施策の推進に寄与することができた。				

72	国・都・他自治体との連携の強化			男女共同参画担当	
評価指標	①特別区女性政策主管課長会の出席回数 ②都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の出席回数			評価 (前年度評価・推移)	3 (5↓)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	①2回 ②1回	①2回 ②1回	①0回 ②0回	①2回 ②1回	
R 2 取組	特別区女性政策主管課長会及び都内男女平等参画(女性)センター館長等会議ともに、新型コロナウイルス感染症の拡大状況などをふまえすべて開催見送りとなった。				
評価理由	会議の開催はなかったが、東京都や他自治体の男女共同参画の取組についてメールによる情報共有を行った。				

73	関係機関・団体等との連携の強化			男女共同参画担当	
評価指標	連携・協働活動の実施			評価 (前年度評価・推移)	4 (3↑)
	R 元実績	R2 計画	R2 実績	R3 目標	
	実施	実施	実施	実施	
R 2 取組	女性団体からの要望を直接聞き、男女平等推進センター図書の有効活用のため区 HP に掲載していた図書目録を検索可能となるよう改良した。また、性的マイノリティの当事者団体からの要望を直接聞き、LGBT職員研修の内容に当事者の方への対応で留意すべきことを盛り込むこととした。				
評価理由	男女平等推進センター図書コーナーの活用や LGBT 職員研修について、団体からの要望を区の取組につなげることができた。				

【注 釈】

- P9 認可保育所(※1)…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所。
- P19 いきいきクラブ(※2)…概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体。
- P19 長寿応援ポイント事業(※3)…区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支えあいを応援する仕組み。
- P21 心のバリアフリー(※4)…障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること。
- P28 母子生活支援施設(※5)…事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立促進のための支援を行う施設。
- P29 グループホーム(※6)…障害者が共同生活を営むための住まいであり、食事、排泄、入浴等の援助が受けられるサービス(共同生活援助)のこと。
- P29 安心おたっしゃ訪問(※7)…高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業。
- P29 高齢者安心コール(※8)…週1回の定期的な電話により、ひとり暮らしの高齢者などの安否確認や健康相談等を行うサービス。
- P29 たすけあいネットワーク(地域の目)(※9)…地域包括支援センターを事業拠点として、あんしん協力員・あんしん協力機関により登録高齢者への見守り等を行うネットワーク。
- P33 ゲートキーパー(※10)…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

5 計画の評価

(1) 全体及び目標別の評価

各担当課が自己評価として、2年度の計画に対する実績の達成度合いを5段階で評価しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休止または縮小した事業がある中で、代替となる取組を講じた事業もありましたが、全体及び目標別の評価については、目標となる数値等を十分に達成できた事業とする評価5及びほぼ達成できた事業とする評価4が合計61.6%と前年度の76.7%と比べて約15%低くなっており、進捗が遅れているものと受け止めています。

【事業の目標別評価一覧】

	目標			計画のさらなる 推進のために	合計	
	1 ワーク・ライフ・バランス推進 と実現の仕組みづくり	2 あらゆる分野で一人ひとりが 活躍できる社会づくり	3 すべての人が尊重され、 安心して生活できる地域づくり			
評価	5	4 事業 (6 事業)	3 事業 (4 事業)	12 事業 (12 事業)	0 事業 (3 事業)	19 事業 (25 事業)
		22.2% (33.3%)	15.0% (20.0%)	46.2% (46.2%)	0% (33.3%)	26.0% (34.2%)
	4	6 事業 (10 事業)	8 事業 (8 事業)	8 事業 (11 事業)	4 事業 (2 事業)	26 事業 (31 事業)
		33.3% (55.6%)	40.0% (40.0%)	30.8% (42.3%)	44.4% (22.2%)	35.6% (42.5%)
	3	7 事業 (2 事業)	8 事業 (8 事業)	5 事業 (2 事業)	4 事業 (3 事業)	24 事業 (15 事業)
		38.9% (11.1%)	40.0% (40.0%)	19.2% (7.7%)	44.4% (33.3%)	32.9% (20.5%)
	2	0 事業 (0 事業)	1 事業 (0 事業)	1 事業 (1 事業)	1 事業 (1 事業)	3 事業 (2 事業)
		0% (0%)	5.0% (0%)	3.9% (3.8%)	11.2% (11.1%)	4.1% (2.7%)
	1	1 事業 (0 事業)	0 事業 (0 事業)	0 事業 (0 事業)	0 事業 (0 事業)	1 事業 (0 事業)
		5.6% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	1.4% (0%)
	合計	18 事業	20 事業	26 事業	9 事業	73 事業
		100%	100%	100%	100%	100%

目標別 評価	B・74.7% (A・86.1%・↓)	B・74.0% (B・77.0%・⇒)	A・84.5% (A・86.8%・⇒)	B・67.8% (B・76.7%・⇒)	B・77.1% (A・82.7%・↓)
-----------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

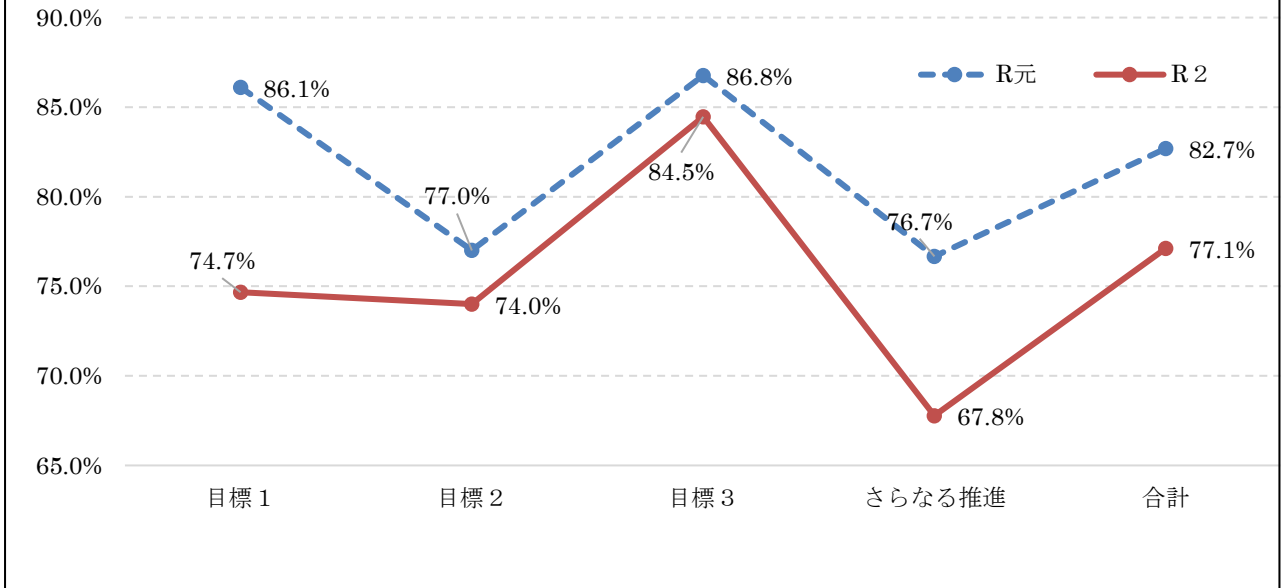
※1 () は令和元年度実績を示している。

※2 各事業の評価指数に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた上で一覧にしている。
(例：評価4.8・4.5は評価4に、評価3.5は評価3に含めている)

事業数
%

【凡例】

【目標別達成率の推移】



(2) 課題及び取組別の評価と成果指標別の実績

○課題別評価では、S評価がゼロ、A評価が4、B評価は6となりました。

○取組別評価では、S評価が1、A評価が9、B評価が12となりました。

○目標1、目標2及び「計画のさらなる推進のために」ではB評価の取組が半数以上あります。目標3では、A評価の取組が最も多く、S評価の取組も新たに見られます。

目標・課題		R元	評価 推移	R2	取組		R元	評価 推移	R2	
目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり										
課題	1	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	A (88.0%)	→	A (82.4%)	取組① <重点> 安心して出産と子育てができる環境の整備	A (85.7%)	→	A (83.4%)	
					取組② 要介護高齢者支援の充実	A (93.3%)	→	A (80.0%)		
	2	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	A (80.0%)	↓	B (65.0%)	取組③ <重点> 働きやすい職場づくりの推進	A (80.0%)	↓	B (65.0%)	
	3	就労、再就職、能力開発の推進	A (87.5%)	↓	B (65.0%)	取組④ 就労の支援と情報提供の推進	A (87.5%)	↓	B (65.0%)	
目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり										
課題	4	意思決定過程における男女共同参画の推進	A (80.0%)	↓	B (75.0%)	取組⑤ <重点> 事業所における女性登用の積極的推進	B (70.0%)	↗	A (80.0%)	
						取組⑥ 審議会等委員における男女共同参画の推進	A (90.0%)	↓	B (70.0%)	
	5	防災分野における男女共同参画の推進	B (70.0%)	↗	A (80.0%)	取組⑦ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	B (70.0%)	↗	A (80.0%)	
	6	地域における男女共同参画の推進	B (71.7%)	→	B (68.3%)	取組⑧ 地域活動への参画の促進	B (70.0%)	→	B (70.0%)	
						取組⑨ 高齢者の社会参加の支援	B (75.0%)	→	B (65.0%)	
	7	男女共同参画と人権尊重の意識づくり	A (81.3%)	↓	B (76.3%)	取組⑩ 区民に対する啓発の推進	A (93.3%)	→	A (86.7%)	
						取組⑪ <重点> 男女平等推進センター事業の推進	B (66.7%)	→	B (66.7%)	
						取組⑫ 学校教育等における男女共同参画の推進	A (85.0%)	↓	B (75.0%)	
	目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり									
	課題	8	配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	A (95.1%)	→	A (93.3%)	取組⑬ 暴力を許さない意識づくり	A (90.0%)	→	A (90.0%)
							取組⑭ 相談体制の充実	A (95.0%)	→	A (95.0%)
							取組⑮ <重点> 被害者支援と各種連携の強化	A (98.7%)	→	A (93.3%)
9		さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	A (86.7%)	→	A (84.7%)	取組⑯ ひとり親家庭の自立支援の充実	A (85.0%)	↓	B (75.0%)	
						取組⑰ 障害者支援の充実	A (90.0%)	→	A (90.0%)	
						取組⑱ 高齢者の地域生活支援の充実	A (80.0%)	↓	B (78.0%)	
						取組⑲ 外国人支援の充実	A (90.0%)	↗	S (100.0%)	
10	生涯を通じた心とからだの健康支援	B (72.0%)	→	B (68.0%)	取組⑳ いきいきと暮らせる健康づくり	B (72.0%)	→	B (68.0%)		
計画のさらなる推進のために										
						取組㉑ <重点> 区役所における男女共同参画推進体制の充実	B (70.0%)	→	B (66.0%)	
						取組㉒ さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進	A (85.0%)	↓	B (70.0%)	

※2年度の実績が前年度を上回ったものは、「審議会等における女性委員の登用割合」、「区役所における管理職に占める女性職員の割合」、「女性の視点に配慮して震災救援所が運営されている割合」「65歳健康寿命」の4指標でした。また、2年度の実績が前年度を下回ったものは、「仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合」、「就労支援センターの利用により就職が決定した人数」、「いきがいを感している人の割合」、「子育てを楽しんでいる人の割合」、「要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合」の5指標でした。

成果指標名	H30 実績	R元 実績	R2 実績	R3 目標
仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合(区民意向調査)	64.0%	68.0%	66.5%	80.0%
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップ (※「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいと希望している人と現実に優先できている人の差)(男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	28.9% ※H28 実績	—	—	15.0%
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	38.9% ※H28 実績	—	—	50.0%
就労支援センターの利用により就職が決定した人数(担当課調査)	719人	646人	465人	850人以上
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	—	—	—	30.0%
審議会等における女性委員の登用割合(担当課調査)	35.8%	35.5%	36.3%	40.0%
区役所における管理職に占める女性職員の割合(担当課調査)	21.7%	22.5%	23.7%	30.0%以上
女性の視点に配慮して震災救援所が運営されている割合 (※震災救援所のうち、女性の視点に配慮した震災救援所運営管理マニュアルの改定が完成した震災救援所の割合)(担当課調査)	66.1%	66.1%	76.9%	100%
地域活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	29.4% ※H28 実績	—	—	45.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	64.0% ※H28 実績	—	—	75.0%
いきがいを感している人の割合(区民意向調査)	77.7%	77.9%	77.6%	85.0%
DV被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	18.2% ※H28 実績	—	—	30.0%
子育てを楽しんでいる人の割合(区民意向調査)	76.3%	86.5%	81.1%	90.0%
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合(担当課調査)	72.5%	71.5%	71.4%	80.0%
65歳健康寿命 (※65歳の方が要介護認定(要介護度2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの)(東京保健所長会方式)	男性 83.4歳 女性 86.4歳 (H29)	男性 83.5歳 女性 86.6歳 (H30)	男性 83.6歳 女性 86.7歳 (H31)	男性 84.0歳 女性 87.0歳 (R2)

(3) 重点取組別の評価

行動計画では、6つの重点取組を設定しており、その評価は以下のとおりです。

重点取組1 目標1－取組① 安心して出産と子育てができる環境の整備(7事業)

核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、出産や子育てをするに当たり、悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。父親・母親の子育てに対する負担感を軽減し、妊娠期から出産・子育て期まで、男女がともに仕事と家庭を両立させながら、安心して出産と子育てができる環境の整備を推進していきます。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
1	安心して妊娠・出産できる環境の整備	4.5 (4.5・⇒)	A・83.4% (A・85.7%・⇒)
2	産後における母子支援の充実	3 (3.5・↓)	
3	子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進	3.7 (4・↓)	
4	地域子育て支援拠点等の整備	4 (4・⇒)	
5	保育施設等の整備	5 (5・⇒)	
6	多様な保育サービスの推進	5 (5・⇒)	
7	学童クラブの整備・充実	4 (4・⇒)	

重点取組2 目標1－取組③ 働きやすい職場づくりの推進(4事業)

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、そのメリットや先進的な取組事例の情報提供など積極的な働きかけを行います。また、女性活躍推進法の周知ならびに同法に定める一般事業主行動計画の策定に向けて、より実効性のある支援策を検討し、実施していきます。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
11	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	3 (4・↓)	B・65.0% (A・80.0%・↓)
12	事業所に向けた積極的な働きかけの充実	4 (4・⇒)	
13	子育てを応援する企業・事業者の取組の普及・啓発	3 (5・↓)	
14	総合評価方式による入札	3 (3・⇒)	

重点取組3 目標2－取組⑤ 事業所における女性登用の積極的推進(2事業)

働く場における女性の活躍が推進されることは、だれもが活躍できる社会の実現につながります。区役所自らが女性の活躍を積極的に推進するとともに、区内事業所に対しての働きかけを推進します。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
19	区役所における女性活躍の推進	4 (4・⇒)	A・80.0% (B・70.0%・↑)
20	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	4 (3・↑)	

重点取組4 目標2－取組⑪ 男女平等推進センター事業の推進(3事業)

男女共同参画社会を実現するための拠点として、男女平等推進センターの啓発講座、情報提供及び相談事業などの各種機能を充実させ、利用者の増加及び活性化に努めます。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
34	男女平等推進センター啓発講座の充実	3 (3・⇒)	B・66.7% (B・66.7%・⇒)
35	男女平等推進センターにおける情報・資料提供の充実	3 (3・⇒)	
36	男女平等推進センター相談事業の充実	4 (4・⇒)	

重点取組5 目標3－取組⑮ 被害者支援と各種連携の強化(3事業)

被害者が安心して生活できるよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、生活のための必要な各種手続きについて、関係機関との連携体制を強化し、適切な被害者の支援につなげます。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
45	配偶者暴力相談支援センターの適切な運営	5 (5・⇒)	A・93.3% (A・98.7%・⇒)
46	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	5 (4.8・↑)	
47	各種団体・庁内関係各課との連携の強化	4 (5・↓)	

重点取組6 「計画のさらなる推進のために」－取組⑳ 区役所における男女共同参画推進体制の充実(5事業)

区役所全体で男女共同参画を推進していくため、区内事業者の模範となるよう、職員の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、働きやすい環境整備を行います。

事業番号	事業名	担当課評価 (前年度評価・推移)	取組別評価 (前年度評価・推移)
65	特定事業主行動計画の推進	3 (2・↑)	B・66.0% (B・70.0%・⇒)
66	職員に対するハラスメント防止体制の推進	3 (3・⇒)	
67	職員に対する男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	2.5 (3.5・↓)	
68	職員に対する性的少数者理解の促進	4 (5・↓)	
69	男女共同参画の視点からの表現の推進	4 (4・⇒)	

6 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

第5回男女共同参画推進区民懇談会（令和4年1月26日開催）でいただいた主なご意見とそれに対する区の考え方を掲載しています。

総論

主な意見	区の考え方

目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

主な意見	区の考え方

目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

主な意見	区の考え方

目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

主な意見	区の考え方

計画のさらなる推進のために

主な意見	区の考え方

參考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計

目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
2 訪問育児サポーター利用人数	91人	1人	90人
3 ファミリー・サポート・センター会員数	1,535人	109人	1,426人

目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

課題4 意思決定過程における男女共同参画の推進

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
19 管理職の職員数(管理職に占める女性職員の割合)※	135人	103人	32人
19 係長職の職員数(係長級に占める女性職員の割合)※	801人	460人	341人
21 審議会等の委員数(審議会等における女性委員の登用割合)	2,053人	1,308人	745人

※再任用職員(フルタイム)、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を含む。
※R2実績は、令和2年4月1日現在

課題5 防災分野における男女共同参画の推進

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
24 防災会議の委員数(防災会議における女性委員の登用割合)	33人	28人	5人

課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
36 男女平等推進センター相談件数(一般相談)	822件	33件	789件

目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
41 配偶者等からの暴力についての相談件数	723件	72件	651件

課題9 ささまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
48 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯数	42世帯	5世帯	37世帯
49 母子・父子自立支援員の相談件数	5,330件	80件	5,250件
50 母子生活支援施設入所世帯数	26世帯	0世帯	26世帯
57 申請件数(高齢者等アパートのあっせん)	141件	71件	70件
57 申請件数(高齢者等入居支援事業)	139件	71件	68件

課題10 生涯を通じた心とからだの健康支援

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
61 区民健康診査受診者数	66,299人	25,841人	40,458人
62 がん検診受診者数	124,103人	40,320人	83,783人

計画のさらなる推進のために

事業番号・評価指標	R2実績	男性	女性
66 ハラスメント防止に関する研修参加人数	0人	0人	0人
67 職員研修参加人数(新任研修等)	248人	88人	160人

(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況

1 議会

(令和3年4月1日現在)

	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
区議会議員	48	15	31.3%

2 審議会等

(令和3年4月1日現在)

	委員会数	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
附属機関	46	750	254	33.9%
懇談会等	43	1,386	502	36.2%
合計	89	2,136	756	35.4%

3 職員 (※特別職を除き、再任用フルタイム勤務職員を含む)

(令和3年4月1日現在)

		事務系	福祉系	技術系	技能系	合計
管理職	全体	108 (60)	2 (1)	22 (17)	0 (0)	132 (78)
	女性	24 (10)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	28 (14)
	女性の割合	22.2% (16.7%)	0% (0%)	18.2% (23.5%)	0% (0%)	21.2% (17.9%)
係長職	全体	453 (387)	160 (145)	164 (145)	42 (42)	819 (719)
	女性	168 (154)	124 (116)	63 (56)	4 (4)	359 (330)
	女性の割合	37.1% (39.8%)	77.5% (80.0%)	38.4% (38.6%)	9.5% (9.5%)	43.8% (45.9%)
一般職	全体	1,140 (1,018)	878 (865)	273 (266)	269 (246)	2,560 (2,395)
	女性	644 (555)	775 (765)	150 (149)	64 (53)	1,633 (1,522)
	女性の割合	56.5% (54.5%)	88.3% (88.4%)	54.9% (56.0%)	23.8% (21.5%)	63.8% (63.5%)
合計	全体	1,701 (1,465)	1,040 (1,011)	459 (428)	311 (288)	3,511 (3,192)
	女性	836 (719)	899 (881)	217 (209)	68 (57)	2,020 (1,866)
	女性の割合	49.1% (49.1%)	86.4% (87.1%)	47.3% (48.8%)	21.9% (19.8%)	57.5% (58.5%)

※ () 内は再任用職員 (フルタイム)、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を除いた内数。

(3) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱

平成26年1月28日

杉並第55712号

改正 平成28年3月7日杉並第62232号
令和2年3月9日杉並第64762号

平成30年3月29日杉並第69497号

杉並区男女共同参画推進区民懇談会設置要綱（平成11年7月14日杉児女発第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 懇談会は男女共同参画に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- (1) 区民の意識啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画都市宣言に関すること。
- (4) 区における女性活躍推進に係る取組に関すること。
- (5) その他、区民生活部長が必要と認めた事項

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 地域団体等から推薦を受けた者 10名以内
- (3) 一般公募 7名以内

（運営）

第4条 懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。

3 区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

5 懇談会は令和4年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日杉並第62232号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日杉並第69497号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日杉並第64762号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会第11期委員名簿

令和3年6月現在

No	選出分野	氏名
1	学識経験者	村松 泰子
2		高畑 満
3	地域団体等推薦	渡邊 健三
4		半田 明子
5		成見 順美
6		原 民子
7		村山 隆
8		室 孝子
9		森川 純一
10	一般公募	赤池 紀子
11		石川 貴善
12		近藤 眞司
13		平野 美智子
14		三浦 雅子

(5) 杉並区男女共同参画推進会議設置要綱

昭和59年10月15日
杉教社副発第189号

改正	昭和61年4月1日杉教社婦発第14号 平成元年4月1日杉教社婦発第2号 平成3年7月18日杉教社女発第132号 平成8年5月8日杉児女発第36号 平成9年9月1日杉児女発第225号 平成12年3月1日杉児女発第141号 平成14年4月1日杉区文交発第202号 平成16年3月31日杉並第38170号 平成19年4月17日杉並第3895号 平成21年3月16日杉並第69419号 平成24年3月24日杉並第66452号 平成26年5月23日杉並第11281号 平成27年6月29日杉並第18691号 平成28年3月7日杉並第62230号 平成30年7月2日杉並第39202号 令和2年3月25日杉並第69052号	昭和62年4月24日杉教社婦発第20号 平成3年3月14日杉教社婦発第416号 平成5年5月10日杉児女発第43号 平成9年4月1日杉児女発第15号 平成11年5月10日杉児女発第15号 平成13年4月10日杉区文交発第204号 平成15年3月31日杉区文交発第267号 平成18年3月28日杉並第92935号 平成20年3月26日杉並第85670号 平成22年3月3日杉並第63053号 平成24年8月6日杉並第25621号 平成26年8月28日杉並第25796号 平成27年6月29日杉並第19016号 平成29年4月3日杉並第3350号 平成31年4月1日杉並第644号
----	--	--

(設置)

第1条 杉並区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進するため、杉並区男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画関係施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画関係施策に関し、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は区民生活部を担任する副区長とし、副会長は副区長（会長となる副区長を除く。）及び教育長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係ある者を推進会議に出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討する。
 - (1) 推進会議から付議された事項に関すること。
 - (2) その他、必要な事項
- 3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、区民生活部長が招集し主宰する。ただし、区民生活部長に事故あるときは、男女共同参画担当課長がその職務を代理する。
- 5 区民生活部長は、必要があると認めるときは、関係ある者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月15日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日杉並第69052号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

委員	政策経営部長 施設再編・整備担当部長 事業調整担当部長 情報・行革担当部長 総務部長 危機管理室長 区民生活部長 地域活性化担当部長 オリンピック・パラリンピック連携推進担当部長 産業振興センター所長 保健福祉部長 高齢者担当部長 健康担当部長 杉並保健所長 子ども家庭部長 都市整備部長 まちづくり担当部長 土木担当部長 環境部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 教育政策担当部長 学校整備担当部長 生涯学習担当部長 中央図書館長 監査委員事務局長 区議会事務局長
----	---

別表2

幹事	区民生活部長 政策経営部 総務部	企画課長 総務課長 人事課長 管理課長 男女共同参画担当課長 産業振興センター次長 管理課長 管理課長 管理課長 環境課長 庶務課長 統括指導主事
	区民生活部 保健福祉部 子ども家庭部 都市整備部 環境部 教育委員会事務局	

杉並区男女共同参画行動計画

～わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい
いきいきと輝けるまち すぎなみ～
— 平成 30 年度～令和 3 年度 —

登録印刷物番号

03-0000

進捗状況調査報告書（令和 2 年度実績）

令和 4 年 2 月発行

杉並区区民生活部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>